
第3回 日吉津村議会定例会会議録（第2日）

平成30年9月6日（木曜日）

議事日程（第2号）

平成30年9月6日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（9名）

1番 河 中 博 子	3番 松 本 二三子
4番 加 藤 修	5番 三 島 尋 子
6番 江 田 加 代	7番 橋 井 満 義
8番 井 藤 稔	9番 松 田 悦 郎
10番 山 路 有	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	石 操	総務課長	高 田 直 人
住民課長	清 水 香代子	福祉保健課長	小 原 義 人
建設産業課長	益 田 英 則	教育長	井 田 博 之
教育課長	松 尾 達 志	会計管理者	深 田 珠 生

午前9時00分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、おはようございます。

開会前に議長から一言申し上げます。台風21号被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。被害対応のさなか、本日午前3時8分ごろ、北海道を震源とした震度6強の地震が発生しました。当議会でも、先月、北海道仁木町、島牧村、恵庭市に視察にお邪魔したところでございます。千歳空港に近い恵庭市においては、震度5強という報道もなされているところであります。大きな被害が出ないことを祈るところであります。我が村の防災対策のより充実を願うところであります。

それでは、早速、本議会に入りたいと思います。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（山路 有君） 日程第1、一般質問を行います。

ここで、通告者の紹介をさせていただきます。

通告順1番、松田悦郎議員、午前9時から行います。通告順2番、井藤稔議員、午前10時15分から行います。通告順3番、松本二三子議員、午後1時から行います。通告順4番、6番、江田加代議員、午後2時から行います。明日、9月7日、通告順5番、三島尋子議員、午前9時から行います。通告順6番、河中博子議員、午前10時から行います。通告順7番、橋井満義議員、午前10時55分から行います。以上の順番で一般質問を行います。

それでは、通告順に従い、一般質問を許可いたします。

通告順1番、松田悦郎議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） おはようございます。9番、松田です。最初に、危険な道路対策の考えについて質問します。

以前から思っていました、村行政のほうから、この危険な道路について対策などの話が出てきませんでしたので、今後の対策や考えについて質問をしたいと思います。この危険な場所は、当然わかっておられると思いますが、旧国道を走り、日吉津村に最初に入る場所で、下口4班、日野川土手横で、急カーブの道路であります。この道幅は狭い上に急カーブとなっていて、車と車、車と自転車、車と人の行き違いをするときに非常に危険がいっぱいの道路であります。あ

わせて、日野川土手側に小さな側溝があり、雪が積もると側溝に車がはまり交通障害を起こすことが多く、非常に環境が悪い場所であります。この場所は長年にわたり多くの事故が発生しているようであり、周辺住民の方も日常生活を行う上で非常に危険が伴っているようです。この危険な道路事情の現状について、国や県、村はどのように考えておられるのか。さらに、この現状を国や県に要望するなど早急に対策を講ずることが、周辺住民やここを通る車の方など全ての方に対して安全に過ごせることが重要であると思うが、考えを伺います。

次に、生涯スポーツのさらなる検討について質問します。そもそも社会体育とは、人と人、人と地域の結びつきを大切に、地域の生涯スポーツとして推進するものであります。このことは、村民全ての老若男女が健康の維持増進及び人生の楽しみ、喜びとしてスポーツを行うことであります。現在、村民総スポーツ、各種大会、少年スポーツの健全育成、指導者の養成、施設の適正管理など、年間を通じて決められた活動の取り組みをされておりますが、従来の固定観念にとらわれた取り組みから、さらなる生涯スポーツ活動を検討することが重要であると思います。本村では、グラウンドゴルフやペタンクなど、ニュースポーツ活動が盛んにされておりますが、スポーツをする中で多様な楽しみ方、全ての方が村民ニーズを捉えた活動をすることが重要であると思います。現在、村内ではさまざまな取り組みをされていることは十分理解しておりますが、生涯スポーツの内容、スポーツ少年団育成指導者の確保など、さらなる検討をすべきと思いますが、どのような考えなのか伺います。以上で質問終わります。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 松田議員の一般質問にお答えをいたします。

最初に、危険道路対策の考えはということですが、村道旧国道の御質問の箇所につきましては、道路幅員が狭く急カーブとなっております。危険な状況のため、過去からさまざまな交通安全対策を実施してきたところであります。具体的には、最高速度を30キロメートル規制とし、道路センターの減速を促す破線の表示、路肩部にポストコーンを設置するなどの交通安全対策を実施しております。

質問の中にもありましたが、過去には脱輪の防止や道路拡幅を目的として、道路側溝へのふたかけの要望がございましたが、車両の家屋への突入の危険があることから、道路側溝へのふたかけは見送りとした経過があります。

質問の中で、国、県、村はどう考えるというようなことがございましたけれども、国、県には、道路改良するので予算をつけてほしいという要望はすることはあるかもしれませんが、あの道路、どうあるのかということで考えるということになると、村民なり村が考えるということ

であります。

それから、周辺住民が非常に危険な状態にあるということでもありますけれども、言葉や見方を変えて表現をするとすると、あの道路の両側に住宅がありますので、今の道路を拡幅することになると、そこに生活してらっしゃる皆さんの住宅地に道路をつけるということになってまいりますので、村道として考えたときに、村全体の道路環境の中では、さらに道路を拡幅して通過交通を安全にすると、通過交通を円滑にするということにつながってくるのかなというふうに思いますので、全体としては、村内で考えたときにはまだそんな判断はしておりません。仮に県道として日野川右岸を全体的に道路を考えたときに、どこへ道路を設置するのがいいかというような議論になったときには、道路幅員を改良するという話になったときには、当然住宅移転も出てくるという話になりますので、そんな見解での道路改良になるのかな、しなければならない。我が村で今それを、ある程度幅員を広げるということになると、通過交通を流すということになりますので、今、その判断をするのか、そして、あえて今、住宅地が両側に張りついておりますので、その住宅の土地をいただくのかということの判断は、いまだしていないというところでもありますので、今後も事故防止のための減速を促す、さらなる交通安全対策を考えていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

私からの質問は以上で答弁とさせていただきますけれども、2点目の生涯スポーツのさらなる検討については、教育長から答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 松田議員の一般質問にお答えいたします。

2点目にございました生涯スポーツに関する御質問についてでございます。生涯スポーツにつきましては、御指摘のとおり、健康の保持増進やレクリエーション等を目的として、いつでも、誰でも、どこでも気軽に参加できるスポーツであると認識しております。村民一人一人のライフスタイルや興味に応じたスポーツに取り組むことで、毎日の充実した生活や生きがいにつながるものと考えております。

本村におきましては、実行委員会主催によるチューリップマラソン、12時間ソフトバレーボール大会、そして、村民運動会や年間6種目を行う村民球技大会などの各種大会が開催されておるところでございます。また、郡民体育大会の陸上、水泳、野球、サッカー、バドミントン、バレーボールなどの種目への派遣も行っているところでございます。さらに、野球、サッカー、ミニバスケット、バドミントンの各部で活動するスポーツ少年団活動など、さまざまな生涯スポーツが実践されておりますことは御承知のとおりでございます。中でも、このスポーツ少年団の指

導者につきましては、その種目の経験が必要であることから、競技経験のある関係の方をお願いをしてまいってるところでございます。引き続きこの指導者の確保に努めていかなければならないと考えておるところでございます。さらに、今後ともスポーツ推進委員による障がい者スポーツ、いわゆるパラスポーツや、競技年齢を問わないニュースポーツの普及活動など、多様化するスポーツの振興に一層取り組む必要があると考えておるところでございます。

また、このたびは、スポーツ推進支援事業補助金交付要綱を制定いたしまして、本議会の補正予算案に補助金を計上いたしましたところでございます。この要綱は、本村に住所を有する個人、または公共的スポーツ団体に対しまして、主催団体が公共団体であったり、公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体等が主催する中国大会以上の規模の大会に出場する経費の一部を補助するなど、本村におけるスポーツ活動の一層の推進を図るためのものでございます。今回の補正予算につきましては、8月21日から26日にかけて東京都で行われました第41回全国JOCジュニアオリンピックカップ夏季水泳競技大会へ出場した小学校児童に対応するものでございます。

そして、近年の国の動きといたしましては、平成24年度の第1期、そして、平成29年度の第2期とスポーツ基本計画が策定されておまして、スポーツはみんなのものであり、スポーツをする、見る、支えることで全ての人々がスポーツにかかわり、スポーツで人生が変わることや、スポーツが社会の課題解決に貢献し、スポーツで社会を変えていくことなどが提唱されておまして、スポーツの目的が幅広いものとなってきておるところでございます。平成30年4月には、日本体育協会を日本スポーツ協会と改称するなど、生涯スポーツにおける変革の時代を迎えているところであると認識しているところでございます。

このような状況を踏まえまして、本村におきましても、今までの活動を踏襲するだけではなく、新たな取り組みが求められてきていることは認識しているところでございます。現代のニーズに沿った取り組みを推進してまいりたいと考えておるところでございます。今後も、国や県、または郡、近隣市町村の動きも注視しながら、本村に合った施策を行っていきたいと考えておりますので、御理解、御協力のほどお願い申し上げます。

以上で、松田議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これより再質問に入ります。

松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 最初に、危険道路の関係について、ちょっと再質問させていただきます。

今、村長が言われましたように、まだ国や県のほうには要望するようなことはできないという

ことでありますが、まず、この区間から全て30キロ制限になったわけですが、依然として30キロで通つような車は1台も見当たらないというような感じではありますが、それとあわせて、そこの幅員の間にはラインを引いてもらって、これは確かに皆さん方から非常に評価を得るところでありますけども、聞くところによりますと、まだまだ中央線を通り越して、特に言われる方は若い方だと思うんですけども、若い方が中央線突破して向かってくるという実態があって、本当にもう頭にくるというようなことも聞いてはおります。ということで、このところは非常にもうちょっと考えていただきたいなと思うんですけども。

そこで、私、この道路でどれぐらいの交通量があるなのか、ちょっと調べてきました。これは、8月17日、盆明けですけども、金曜日の朝6時40分から7時までと7時から8時までの間、行いました。まず、自転車は、6時40分から8時まで14台走りました。次に、自動車につきましては、6時40分から7時までは、上り方面、米子方面と日吉津方面ですけども、偶然にも21台ずつでした。それから、7時から8時、この1時間の間に、自動車は、米子方面は141台、それから日吉津方面が97台でありました。ここで、この上下の走る車で、このカーブで行き違う車の量を見ましたけども、ただ、4割ぐらいの数で行き違っておりました。しかし、この場所で、今先ほど言いましたように、30キロで通つような車はほとんどゼロであります。この狭い道路でこれぐらいの交通量があるわけですが、非常に歩行者が通行するには大変なところではあるというふうに私は思っておりますが、この道路をこれぐらいの車が通るということは、多いなのか、少ないのか、これが普通なのか、どのように考えておられますか、ちょっとお答え願えませんか。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、交通量の調査の結果を教えてくださいましたけれども、なかなか定測調査ということで調べたということは村のほうもございませんので、実態として初めてお聞きするというようなところではございますけれども、朝の交通量については、さほど多くないのかなというふうに思いましたけれども、7時から8時の間の交通量なり、行き違いの数につきましては、米子に向かう道路なり、帰ってこられる車なりっていうところで、その時間帯によってかなり差があるのかなというところを感じたようなところなんですけども、多い、少ないということに関しましては、実感としましては、ああいったようなところですので多いのかなというふうに思いますし、また、事故の危険性が多分にはらんでいるのかなと、交通量に対するところの危険性もあるのかなというふうに感じました。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） ここは、御存じのように、米子側から日吉津へ来る方は、上口二区のほうの企業に行かれる方や、環状線を走ってうなばら荘のほうへ向かわれる方がありますんで、以前に旧小学校の前の3差路で車の数を交通安全の関係で調べたときよりもかなり多い、当然、数でありますけども、この数は本当に地域住民の方には非常に怖い感じだなと思って、本当に常々、私もあそこを歩くんですが、道路を渡るにも非常に難しい道路であって、私がたまたま通るときにそういうことでありますから、地域の方は非常に大変だろうなと思っております。地域の方もですが、車の運転される方も非常に怖い思いなのかなと思うんですけど、怖かったならもうちょっと速度を落とすかなと思うんですけども、皆さん方勇気があるのかなかようわからんですけども、どげだいすると50か60ぐらいでぐうっと曲がる方が多いんで、非常に怖い道路であります。

次、ちょっと難しい質問なんですけど、これはわかればいいですから、わかれば教えていただきたいなと思っております。昔は、国道9号は、何か山陰国道と言われたようでありまして、この山陰国道が、今現在のこの急カーブは、いつごろこういう道になったのかというようなことと、また、この車社会になっていく上で、なぜこの急カーブの道は改良できなかったのかななどについて、ちょっと歴史についてお聞きをしたいと思っております。

そこで、私もこの質問をするときに、日吉津村史を、隅から隅までじゃないですけども、見ましたけども、この道ができた経緯につきましては、明解な回答を見つけることはできませんでした。唯一、村史の中に、昔、昔って相当、相当っていうが、江戸時代近くなのかな、舟渡しが3カ所あったようでありまして、船で渡す、日野川を渡す船があったようで、1つは、鉄道、山陰線鉄橋のかしら1つと、2つ目は、日野川新橋の付近にあったと、もう一つは、二軒屋からあたりにあったようで、この二軒屋というのが、私もちょっとわかっておるようでわからないんですけど、またこれもちょっとお聞きしたいんですけど、二軒屋のほうにあって、この二軒屋から見ますと、この旧山陰国道につながっておったというふうに書いてあったように思います。昔は、官道と言われたそうですけども、この官道から旧山陰国道になったのは、明治17年とありますので、この道は明治17年より前なのかなと思っておりますが、あわせて、日本パルプが昭和27年にできたように書いてあったんですけど、日本パルプの工場誘致の前にでも、この急カーブの変更はできなかったもんかなというふうに疑問に思っております。いずれにしても、なぜこの90度近い急カーブがいつごろできたのか、その道に、先ほど村長は言われましたけど、道があるから家が建って、家が建ったから道が改良できないのかな、どうなのか、その辺のことをもう少し

詳しく、わかれば教えていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 歴史的なことが全くわかりません。今、国道9号線の日野川土手の南側には、かつての旧国道9号線のアーチの橋がありますけれども、そのちょっと北側に、下流側に橋のあった石碑が建ってますので、それがいつごろのものか、何か年代が書いてあるかもしれませんが、そこは確認をしておりませんので、まずわからないということでもあります。

それから、王子製紙が27年に来られて、あそこに大きな、王子製紙の敷地に日野川から渡る大きな橋があって、道路があったかという、それも確認ができんと思います。先ほど申し上げたアーチ型の旧国道線が熊党に抜けておって、またその下に石碑が建っております橋の跡がありますけれども、沈下橋であったのではないかというふうに思ってます。橋全体をかける、土手の上から橋をかけることはできませんので、恐らく沈下橋でなかったかと、沈下橋、土手からおりて水面だけを橋を渡っていくという橋でなかったかなというふうに思います。ですので、王子ができて、その道路を迂回したという形跡がちょっと見えませんので、旧国道はあの形であったんであろうというふうに思います。旧国道の土手の上端までは国土交通省の土手、いわゆる河川敷ですので、そこを村道として供用しておるということで、そこから村道で坂をおろしたということでもありますので、そんな形である急カーブになっておるということで、かつては車の量も、車も少なかったんでしょうね、恐らく車が通る以前からの話かなという気がしますけれども、松田議員の言ってらっしゃるあの辺の歴史的なことがわかりませんし、村史にも余り触れてありませんので、不明というのが今の段階ではお答えができる範疇かなというふうに思います。お答えにらんかもしれませんが、ちょっと答えようがありません。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 村史にも本当に書いてなくて、ほかの道のことは書いてあったんですけども、ここの辺のところは非常に文章もわかりにくく、非常に理解がしにくいところでした。

それから、ちょっとあれですけども、今までに、この村民の方や危険道路、私が勝手に危険道路と言ってるんですけど、危険道路を通られる方について、自治会だとか周辺住民などから、苦情だとか道路の改良だとか何とかというような要望は、今まで出てなかったんでしょうか、あったんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 役場に私自身がおりましたので、何度か、あの部分だけではなしに、旧国道を改良しようという議論がされております。それは、議会の場で意見が出たということであ

りまして、じゃあ地元に戻って、上口にしても海川にしても、住宅を撤去までして道路を改良しようというところには至らなかったというふうに思っています。道路を多少なりとも自動車の待機場所みたいなものが確保できれば、そういうことで手がけてきたということで、何か所か待機場所的なものもつくられておるといことがありますし、下口の新田側からホレコ川の間は、多少、1メートルばかり道路を広げられたという経過があるというふうに、記憶の中ではそんなふうな理解をしております。ですから、意見は出ましたけれども、じゃあ住宅まで手をかけて、手をつけてといいますか、移転を願って道路改良をしていくのかという議論には決してならなかったというふうに思っています。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） この家が建ち並んでるからなかなか拡幅もできないという、急カーブも直せないというところからですけども、私もその辺のことは大体理解はしておるんですけども、私が思うには、この下り坂のところから環状線までに道はできないのかなとずっと前から思っていましたけども、なかなかそれも地域住民の反対にあってできなかったっていうようなこともちらっとは聞いておりますけども、できれば、ちょうどあの下り坂から環状線に向けての道を迂回路といいますか、そういうのをつくってもらったら、本当に家を動かさなくてもいいですし、その辺の関係はいかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 現在の旧国道を通らないという、その新たな道路を迂回路的という質問でしょうか。

○議員（9番 松田 悦郎君） いや、日野川の土手からおりて、下口4班に行く下り坂がありますが、下がってくる、この下がる直前のところから環状線のほうに向けて、だけん、今の家の裏側通って環状線に向かう道ができないでしょうかということなんです。

○村長（石 操君） 2軒ある山路さんの南側を道路として使えんかという話ですね。（「そうですね」と呼ぶ者あり）かつて、そんな議論もされましたけれども、それもうやむやになっております。その議論も一度はありましたが、成就せずしております。じゃあ、そこまで改良をしていくというところまでの意見が醸成されるまで到達しなかったということだと思っています。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） ということは、今後もなかなかその辺の話は具体的な話にはならないのかなとは考えておりますけども。例えば、今言った迂回路、迂回路につきまして、もし、例えばですよ、道路ができるとしたときに、当然王子製紙の敷地の中、通るわけですけども、こ

の辺でいけば、王子製紙との話し合いは、これに関してできるもんなんですか。例えば頭から、いや、王子とは全然できませんよということなのか、どうなんですかね。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 王子だからできないということではないと思います。道路改良は、どちらかといえば道路法でやるわけですから、今、道路法といえども、地権者の理解がなければ、合意がなければ道路ができないという世界になってますけれども、どちらかといえば道路法というのは強制的な法でありますので、どうでもここ道路つけますということになるとやっていくと。国の事例では、裁判をしながらかでもそこに道路をつけていくというのが道路法でありますので、究極はそんなことになろうかと思いますが、王子製紙さんに、じゃ、道路をつけますので敷地を下さい、分けてくださいというような議論は、いまだしたことがありません。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 最後にしますが、これはちょっと課長に聞くんですが、先ほど質問でも言いましたように、そこは狭い上に、日野川沿いに側溝が掘ってありますね、これで雪が降ったら、必ず車をはまって交通障害を起こしてることは聞いておられると思うんですけど、この辺の対策は考えておられませんか、どうなんですか。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） これまでもそういったようなことで、側溝に車が落ちておるといところを、私も現場を見たところなんですけれども、側溝のふたかけといところが、以前、話で出てきたということなんですけれども、それをしますと、今度は逆に、家屋のほうの飛び込みなりってところが心配されるということでもありますので、なかなかそういった対応もとれないということでもありますけれども、今、またちょっと状況が変わって、1軒、あそのちょうどカーブのところの建物が取り壊されて、今空き地になっておるといような状況でございますので、またそういったようなところも踏まえて、どのようなことが対応がとれるのかといことは、検討は続けていかなければいけないのかなといふふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） しつこいようですけども、今、なくなった家の前じゃなくて、もう少し手前から、坂をおりるところがずっと側溝が掘ってありますね、当然。そうすると、落ちるところは大概中間点で落ちるんですよ。曲がるころを左寄っていると、とんと落ちる。今、あなたが言われるように、ふたをしたら、この日野川土手にぶつかるっちゃうことなんですか、それはないと思います。だから、とりあえず側溝のふたをしてもらうことが、まず、私は最優先じ

ゃないかなと思っておりますが、いかがですか。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 側溝のふたかけってということになりますと、また近隣の住民の方の御意見なり、出てきておりますそういったような車の飛び込みに対する不安というところがあるのかなと思いますので、やはり今お住まいされておられます方なり、自治会なり、そういったようなところの御意見も伺いながら進めていかなければならないのかなというふうに考えております。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） よくわかりましたので、よく自治会と話して、地域住民の方もしよっちゅう車を上げてそういう作業をやっておられますんで、ようわかっておられますんで、よく聞いてください。

続きまして、生涯スポーツの関係でちょっと質問させていただきますが、最初に、さまざまなスポーツを行うということは非常に理解しておりますし、大変だろうなと思っておりますが、村内で、昔、年代別ソフトボールをやったり、この間までは年代別のグラウンドゴルフが行われておりましたが、これが昨年あたりからできてないということは、いろんな事情があるんだろうなと思っております。しかし、少なくともこのようなスポーツがしたいという方が結構おられるということも事実でありますので、スポーツ内容は変わったとしても、少なくとも同年代で行うという、ここがキーポイントだと思いますんで、この辺を含めて、仲間のきずなが深まるようなことを企画していただきたいなと思うんですが、村の中ではこの辺の、どういうことをやったらぐっと村が盛り上がるんだろうかというところが若干不足してるのかなと思いますんで、その辺のことについて、どのような考えなのかちょっとお答え願えませんでしょうか。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のありました年代別のソフトボールの大会とか、同い年でチームを組んだグラウンドゴルフの大会とか、以前ございました。それが、皆さんのスポーツを実践しようとする気持ちに感じていたということも認識してるつもりではございます。これらの大会は、世話人さんがいらっしゃいまして、それに教育委員会としても支援は当然するわけですけども、実行委員会といえますか、世話人さんの御努力によって行われ、大会が実施されていたということでございます。この世話人さんの働きといいますか、よし、やろうということが途中からなくなってしまったので、そのことによって、続けて実施することがなくなったというふうに伺ってるところでござい

ます。ということで、教育委員会といたしましては、そのような動きがありましたら、当然しっかり支援して、いろんな下働きが必要であればやりたいなと思いますが、そのような方とか、そういう実行委員会的な、主体的な動きでありますとか、そういうことが生まれてくるのを期待するというのが現在のところでございます。そういうふうな動きがあれば、即支援してまいりたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 先ほど、ソフトボールだとかグラウンドゴルフって言いましたけども、そのスポーツ内容はいろいろ変わっていても、とりあえずそういう、何ていうか、世話をされる方を待っとるのではなくて、教育委員会のほうからそういうところを目掛けて話をしながら進めてもらったら、参加といいますか、協力をしてもらえるのではないかなと思っておりますので、ひとつその辺の御理解をお願いをしたいなと思います。

次、総合計画の内容を見てましたら、たまたま社会体育の欄に、各種競技大会などの自主運営や実行委員会方式に取り組みたいというふうに書いてあったわけですけども、私はちょっと現実的に少々無理があるのかなと思うんですけども、この辺の見通しと考え方について教えていただきたいなと思います。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 松田議員の御質問にお答えします。

現在、行っています、先ほど教育長も初め答弁をいたしましたチューリップマラソンとか、12時間熱血ソフトバレーボールとか、それから、これから行われる運動会等は実行委員会方式で行っていますので、その中で村民の皆さんが御協力いただいて運営していくと。事務局としては、会計とか準備とかっていうところで御協力をさせていただいているということですし、次の球技大会ですね、今度、ソフトバレーボールとかグラウンドゴルフ、これもそれぞれの球技なり、そのスポーツをしておられるグループ等が主体となって運営をさせていただいているということで、実行委員会方式という格好で行わせていただいているということで思っていますので、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） それで、例えば運動会とかは当然あれですけども、各種この球技大会の実行委員会方式というのは、現実にはできつつあるんでしょうか、どうなんですか。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 球技大会は、その種目の日ごろ行っておられる体育協会等に加盟し

ておられる団体が主体となって行っておられます。いわゆる会場設営であったり、審判であったり、運営とかは、その団体が主体となっていただいていますので、体育協会のほうから、その大会に係る費用ということで、そのグループ等に補助金を、運営費を出させていただいて、当日の運営をしていただいているということです。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） これは取り組みたいだけでなく、それは以前からそういう方式ではやっておったと思うんですけども、それが実行委員会方式ということで言われれば、あ、今はそうかなと思うんですけども、そういう取り組みは以前からやるとおりじゃないかなと思います。

次、少年スポーツ育成指導者について、ちょっとお伺いしたいと思います。全国的に見ますと、何十年も指導者をしておられた方が、感謝の気持ちが持てない育成会に対して大きな溝を感じて、やめていく方が多いというふうに聞いております。日吉津村では、子供に指導される方につきましては、問題や不満はないとは思っておるんですが、しかし、指導される方は、ほとんどの方がこれこそ無償ボランティアでやっておられまして、ただスポーツが好きだからというような考えで指導されてる方が多いんじゃないかなと思っております。指導者の方も、土曜、日曜も教えながら、仕事もしながらという大変なことであります。そういうところで考えると、村では指導者に対する予算の関係は、費用弁償だけしか載っておりません。今、先ほど補助金のことと言われましたけど、これは指導者に対する費用弁償、どこどこに行ったときにはその費用弁償を払うよということぐらいしか出てないような気がします。そういう中で、それなりの不満が募って指導者がやめられたら、一番困るのは子供たちだろうなと、悲しむのは子供たちだろうなと思っております。

そこで、村として、教育委員会として、もう少し指導者に対する資金援助なんていうようなことは考えられないものなのかどうなのか、伺いたいと思っております。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 松田議員の御質問にお答えします。

御指摘のとおり、スポーツ少年団の指導者の確保はずっと長らくの課題でございます。お一人の方に過重な負担にならないように複数体制であるとか、グループで指導できるとか、そうなれば一番理想的であるなというふうに考えてきているところでございます。しかし、なかなかそうになっていないのが現状でございます。スポーツ少年団の指導者は、本来的にボランティアでお願いするというのが建前、制度上、そうなおるところでございます。当然、報酬的なものは

出すことはできないというのが現状でございます。しかしながら、指導者の方々には指導していただくわけですので、指導の仕方でありますとか、安全上の配慮でありますとか、いろんなことの研修も受けていただく必要がありますして、その研修費というのは、毎年予算化いたしまして、研修に行っていて、研修費をお支払いするという事は続けてきているところでございます。今後とも指導者の確保ということのほうに力を入れて、できる範囲の下支えをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 先ほど言いましたように、土日も自分の時間がなく、仕事しながらなんで、非常にこれがまた無償ボランティアということなので、その辺で、日吉津村ではないと思うんですが、何かこれはいつまでもいつまでもこの制度でいいのかなと、これで指導者がずっといくのかなと。といいますのは、以前、問題になってました、中学校になるのか小学校になるのかわからんですけども、先生方が部活を指導するのになかなか時間がとれないということで、私も経験があるんですけども、中学校の先生が部活に出てこられるのが試合の1日前か2日前ぐらいしか出てこられなかったっていうことを思い出すわけですけども、その辺で指導者というのは非常に、先生方も含めて難しいところで、なら、どうすればいいかとなったときに、なら、地域の方から出てもらえばいいかないかというような簡単な、安易な考えの方がいろいろある中で、例えば日吉津村でも、そういうスポーツ少年団の指導者を引き受けられておるというところは非常に頭が下がる思いで、本当に気持ちだけでやるのは私は限界ではないかなと、何かの方法で、違う形ででもいいですから、何かそういう後づけというか、何かその辺を考えていかないと、これから、これからこの制度はやばくなるのではないかなと。全国的に見ても、ネット開いたらそういう話ばかり出るですよ。だけん、そういうことを考えるならば、もうちょっと方法を考えるべきではないかなと。特に子供のためだということになると、本当にこれは指導者の方も大変だろうと思うんです、その辺をちょっと再度考えをしていただきたいと思うんですが、再度で大変申しわけありませんが、いかがでございましょうか。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、指導者の方のボランティア精神に期待するだけではというお話はそのとおりであろうというふうに思います。一つの方法としましては、ほかの町でも進められてきていますのでは、総合型地域スポーツクラブという方策であろうかというふうに思います。この地域スポーツクラブでやっていこうとすると、当然これの経済的な基盤がないとやっていけないって

というようなことをございますし、また、組織そのものをマネジメントできる人材が必要となりますし、そういうことで、いろんな競技の方を束ねて、いろんな競技に参加できるというふうな地域の総合型、総合スポーツクラブというのができれば一番いいのかもしれませんが、しかし、現時点、日吉津ではそういう体制づくりが現時点でちょっと難しいなと考えておるところでして、なかなかそこに踏み出せない状況だなというふうに、今は考えております。

そこで、何回も申し上げますが、やはり指導者の方を確保して、複数以上の体制で指導できるという方向に進めていく必要があるかなというふうに考えますので、御理解いただきたいというふうに願うとこでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 最後なんですけども、最初で追加質問で言いました年齢別の内容だとか、この指導者の件もつけてですね、本当に真剣に考えていただきたいなと思います。

それからですね、この村にはスポーツ審議会がありますけども、今言ったような事柄をスポーツ審議会の中では検討できるものなのかどうなのか、ちょっと課長、教えていただきたいと思いますが。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 松田議員の御質問にお答えします。

スポーツ振興審議会のほうでは、村の中で行っているいろいろなスポーツの大会等、内容とか、それから活動、それぞれの活動隊の活動についてお話をさせていただいています。施設利用のことについてもということで、小学校の体育館やトレーニングセンターの活用というようなことも議題に上げさせていただいています。先ほど松田議員からいただきました新たなスポーツ活動ということで、途絶えてしまった年齢別の競技だとか、それからスポーツ少年団の活動についても、この中の議題にさせていただいて、審議させていただけたらと思っています。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 一応これで終わりますけども、あくまでも小学生の子供中心に、今後さまざまなスポーツの関係、育成者の関係を考えていただきたいなと思いますので、よろしく願いして、質問を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で、松田議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここで、少し早いようなんですけども、休憩をとりたいと思います。開会は10時20分から再開したいと思います。おおよそ15分間の休憩をとりたいと思います。

それでは、休憩に入ります。

午前10時02分休憩

午前10時20分再開

○議長（山路 有君） 再開します。

通告順2番、井藤議員の一般質問を許します。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤でございます。ただいまから、議長の通告いただきましたので一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、けさ、5時半に実は朝起きまして、朝食の準備をしかけたときにテレビのスイッチを入れましたところが、北海道での発生があったということでもあります。発生が、たしか先ほどお聞きしたら3時8分ということもございますし、日の出を見ましたら5時3分でございます、北海道のですね。多分暗闇の中で全道が停電状態の中で、やはり大騒ぎになったんじゃないかなろうかと思っております。被災者の皆様、まだまだこれから被害の発生状況、順々にわかってくる部分があるかと思っておりますけども、もう既に何名かの方がお亡くなりになつたということもございます。心からお見舞いを申し上げたいと思っております。

翻りまして、我が村、あるいは私自身のことなんですが、本当に災害大国日本といいますが、自然の脅威と申しますか、台風あり、豪雨あり、地震あり、場所によっては火山ありというような状況が発生してきております。翻りまして、私自身はどうだろうかということをつくづく思い知らされたような状況でございます。他山の石として、やはり災害には事前防災という観念でもって対応してまいりたいと、このように心を強くしたところであります。

前置きが長くなりましたけども、本日の一般質問、3件について伺いたいと思っております。いずれも指定答弁者として村長を指定させていただいております。

まず1点目が、議会改革の推進に関する村長の対応はということでございます。2点目が、子ども安全条例（仮称）でございますけど、これの制定の必要性はありませんでしょうかということでもあります。3点目が、迅速、柔軟な予算執行の配意はということでも聞かせていただきたいと思います。以上、3点でございますが、3点目につきましては、本年の3月議会でも聞かせていただいております、全く同じ項目であります。間違えたのではないかと心配していただいた方があるかもしれませんが、これは進んでないなという感じがやはり依然としてありますので、再度の全く同じ項目での質問になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、議会改革推進への村長の対応はということでございます。議会改革の推進に関する村長の姿勢などについては、さきの議会までに何度となく質問させていただいております。大まかに言って、答弁の骨子としましては、やはり情報の共有と相互の理解、いわゆる行政と議会との理解が一層重要となること、あるいは行政改革と議会改革はやはり一体で推進する必要があることなどであったように理解をいたしております。これは、私の理解であると同時に、村長のほうもそのように理解をさせていただいておるなというふうに感じております。先般もお話ししましたように、条例はできましたので、今後議会改革を具体的に推進していくという段階に入ったものと思います。以上での状況でございますので、次の4点について質問させていただきたいと思えます。

まず1点目が、議会改革度調査2017、これは早大のマニフェスト研究所で出してるものがございます。各地方自治体からのアンケートに答えて、それを分析しての評価を出してる。以前は北川正恭教授が中心でやっておられましたけども、最近は、その中に前鳥取県知事の片山善博教授も入っておられるように理解をいたしております。それについて、まず見ていただいとらんじゃないかと思えますので、所感についてお聞かせ願えたらと思えます。2点目が、県議会が非常に高い評価を受けております。全国47都道府県の中で3番目に位置されております。この理由はどのように考えておられますでしょうか。どのように理解しておられますでしょうか、この点について伺いたいと思えます。3点目が、村の行政改革と議会改革にとって一体となって推進していく必要があるということですが、今、何が一番重要とお考えなんでしょうか、この点を伺いたいと思えます。4点目が、今後必要と判断される村長の対応は、どのように具体的に対応されていこうとしておられるのかということについてお聞きしたいと思えます。

大きな2点目でございます。子ども安全条例制定の必要性の関係であります。今年5月、新潟市内において下校途中の小2の児童、7歳が殺害遺棄されるという本当にショッキングな、また痛ましい事件が発生しました。このことから、さきの6月議会でも子供の安全対策の見直しの必要性がないかどうか、村長、教育長に質問させていただいたところであり、その答弁もいただいたところでもあります。その後、発生から、岡山県のほうでももう1件発生するという事案がありました。最近、被疑者の取り調べ状況なんかは出てきませんので詳細はわかりかねますけども、松山のほうから鳥取砂丘のほうに向かう予定であったということも、当時の報道でなされておりました。その後の6月に入りまして、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議が国のほうで開催されました。そこで、登下校防犯プランが示され、警察庁、文部科学省が中心となりまして、関係省庁、国土交通省、厚生労働省、内閣府、総務省の協力を得て推進するということが

急遽決定となりました。この緊急プランへの村の対応は現在どうなっているのか、次の4点についてお聞きしたいと思います。

1点目が、協議のための緊急会議は開催されましたでしょうか、またその結果はどうであったでしょうか。2点目が、通学路の合同点検は実施されましたでしょうか、また、その結果はどうでしょうか。3点目が、このような実施に伴って、各種問題点がわかってきてるんじゃないかと思いますが、各種問題点と今後の推進方針はどのように考えておられるのでしょうか。4点目が、仮称ではありますが、子ども安全条例制定の必要性はないのでしょうか、どうでしょうか。以上、4点についてお聞きしたいと思います。

3点目が、迅速、柔軟な予算執行の配意はということであります。質問させていただいた意図については、先ほどお話ししたとおりであります。やはり迅速、柔軟な予算執行については、過去にも何回か質問させていただいておりますけれども、やはり村民の協力を得ていくということからとれば、大変重要なことであろうかと思えます。社会、自然現象の急激な変化、あるいは価値観の多様化などにやはり的確に対応していくためには、慎重な上にも、かつ迅速、柔軟な予算執行を行っていくことが必要と考えます。そこで、村長にお聞きします。

1点目が、緊急な住民要望を都度村長まで上がってくるシステムはあるんでしょうか、どうでしょうか、これは必要性もあわせて聞かせていただければと思います。2点目が、過去にも質問しておりますが、村の予備費の執行について、どのように検討、判断されているのでしょうか。本議会には平成29年度の決算審査も出ております。依然として予備費の執行がゼロであります。そういう状況もありますので、特にお聞きしたいと思います。3点目が、現在は500万円予備費が組み立てられておりますけれども、予備費の予算額は適正な額と判断されておりますでしょうか、どうでしょうか。以上、3点について、まずお聞きしたいと思います。

大きい項目で、1点目が議会改革推進への村長の対応は、2点目が子ども安全条例制定の必要性は、3点目が迅速、柔軟な予算執行の配意はということでございます。非常に大きなテーマばかりで申しわけございませんが、ひとつよろしくお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 井藤議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、議会改革推進への村長の対応はということで質問をいただいております。まず、議会改革度調査2017についての所感はということでもありますけれども、平成30年2月下旬に、全地方議会に対して情報共有、住民参加、議会機能強化の3つを柱に調査されて、全体の74%の回答が得られたということで認識をしております。議会が改革度を数値で把握することで、自

己評価や改善をし、よりよい議会になることが目的であるというふうに理解をしております。本村の議会では、平成29年に議会基本条例並びに議会議員の政治倫理条例などが制定されて、現在、村民のために、さらなる議会改革を進めていただいているものと考えております。

その中で、県議会が高い評価を受けている理由をどのように理解しているかということでありますけれども、詳細にまで把握いたしておりませんが、子育て世代が議員になりやすくするために、傍聴者の専用席だった託児室利用を議員も利用できるようになったこと、あわせて、議員が保育士を手配する場合の費用負担のルールの取り決めも行われたことなどが高評価の理由と考えております。

村の行政改革と議会改革にとって、今、一番何が重要なのかということで、どういうふうに考えているかということに対しまして、村の行政改革については、現在、行財政改革検討委員会を中心に、総合計画の電子化など事務の効率化を基本に、事務事業の見直しなどを重要課題として取り組んでおります。議会改革については、議会改革度調査を参考に、情報共有、住民参加など、開かれた議会を目指していただければと考えております。

今後必要と判断される村長の対応はということではありますが、以前にも申しましたように、議会改革は議会を進めていただくものでございまして、議会基本条例では、議会活動の活性化を図り、村民が意見を持ち、安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とされております。村としては、行政と議会が互いに相互理解、信頼関係を築きながら情報を共有し、参画と協働の村づくりを推進することが重要と考えていますので、議会として開かれた議会を目指していただくとともに、村が進めるコミュニティづくり等にも御協力をいただきますようお願いをして、一緒に進めていきたいというふうに考えております。特に、今後必要とされる対応ということで考えたときには、諸般の報告でも申し上げましたが、政府のほうでは、2019年の通常国会に特例法などの関連法案を提案するということでもありますけれども、中身は20万人以上の中核市などを中心に、近隣市町村が連携する連携中枢都市圏を主体にまちづくりを進めるよう、法制化をする考えだということでもあります。

ここで課題になりますのは、やっぱり平成の合併で、合併をしなかった我が村では、特に小規模自治体ということでは、交付税配分が考慮、削除されるということになるであろうなということですので、独自のまちづくりが抑制される方向が出されるだろうということに危機感を持っております。その中で、これまでの既存の取り組みで、今の合併特例法でありますけれども、既存の取り組みで市町村合併が進まなかった地域に関して、さらなる合併を推進する枠組みについても検討するというふうに述べられております。既存の取り組みということでは、先ほども申し上げ

ましたように、普通交付税の算定がえや合併特例債の創設などの促進策や、知事による合併協議会設置の勧告などの強力な働きかけのことであろうというふうに言われておりますので、諸般の報告でも申し上げましたけれども、国の制度がどうであろうと、そこに住む住民の皆さんが変わるわけではありませので、今回の答弁でコミュニティをさらに進めるということで申し上げておりますけれども、やっぱりそういう観点も次の国の政策を見据えたコミュニティづくりも必要であるというふうに考えておまして、今後必要と判断される村長の対応はということでありますので、この2019年に法制化が予定をされております連携中枢都市圏の法制化に当たっても、さらに自立度が高まっていく必要があるというふうに考えておりますので、そのような取り組みをしていきたいというふうに考えておるところであります。

続いて、子ども安全条例制定の必要性はということでもありますけれども、この2番目の点については、教育長をもって答弁をいたします。

3番目の、迅速、柔軟な予算執行の配意はということでもありますけれども、緊急な住民要望が都度村長まで上がってくるシステムあるかということで、以前にも答弁させていただいたところでもありますけれども、従来から、住民からの要望については自治会で取りまとめたものを自治会要望として提出をしていただいて、その中で緊急性、必要性等を協議、検討し、必要に応じて当初予算に経費を計上をしているということでもありますし、せんだっての大阪北部の地震の際のような緊急な事案が出たときには、それなりの対応をするということでもあります。大阪北部地震の際には、ブロックの点検をしたわけでもありますけれども、結果として後から、国や県の関係機関から点検したのかどうなのかということがありましたけれども、それらは情報を的確に捉えながら、点検などをしてやっておるということで、これも補正予算で対応ができたということだと思っております。それ以外の自治会要望ではない緊急な住民要望に対しては、できる、できないも含めて、迅速、誠実に対応することは基本であると考えております。まずは、各担当課で内容を確認し、必要に応じて村長協議を行う。その中で予算等が必要であれば、総務課長及び財政課とも協議を行っているというところでもあります。

村の予備費の執行については、どのように検討、判断されているのかということで、3月議会にも同じ質問をしていただいたということであるようでもありますけれども、答弁も重なる部分があるかと思っておりますけれども、基本は予算の追加補正が原則としながら予算をしておるということでもあります。予備費の執行については、あくまでも災害等の緊急を要する場合に執行をすることとしております。振り返ってみますと、平成12年の西部地震でも予備費ということは余り使わなかったと、予備費は使わなかったという気がしております。時代が違いますので、緊急性というこ

とではそういうことかなと思いますけれども、西部地震が起きた平成12年は、定例会、臨時議会も含めて、たしか12回ばかり議会を開いたということがあったという記憶、おぼろげでありますけれども、そのように我が村は臨時議会をさせていただくにおいても、他の市町村より対応は早くしていただいておりますというふうに考えております。

予備費の予算額は適正な額かということでもありますけれども、本村においても、地方自治法第217条第1項の規定に基づいて予備費を設定しておりますけれども、以前は100万円を設定しておりますが、平成26年度に予備費の額を見直し、現在500万円としております。1回の予算執行が500万円を上回することは想像しにくいということでもあります。それこそ、500万円が上回るということになりますと、やっぱり災害の規模になるかなという気がしております。予備費を多く計上し、他の費目を減額するのは適当な、適正な予算計上、予算執行の観点から見ても、これはあんまり感心しない手法であります。本村の予備費の予算比率は約0.2%であります。地方自治法なり関係法令において予備費の具体的な設定金額等の基準は、当然でありますけど、そんなものはございません。近隣の自治体を見ても、平均約0.2%でございますので、本村の予備費500万円は、こんなところかなというふうに考えておるところであります。

以上で、井藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきますので、よろしく願いして、2番目の子ども安全条例制定の必要性については、教育長をもって答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 井藤議員の一般質問にお答えいたします。

大きな2点目の、子供の安全に関する御質問についてでございます。議員御指摘のとおり、関係閣僚会議におきましてまとめられました登下校防犯プランに基づきまして、文部科学省より、登下校時における児童生徒等の安全確保のための通学路の緊急合同点検の実施を9月末までに行うよう、8月上旬に報告要領や様式が示されたところでございます。この点検につきましては、学校等で設定しております通学路のみならず、自宅から学校に至るまでの経路について、児童が1人となる区間等を念頭に置いた危険箇所の抽出という項目がございました。これに関する点検方法や時間帯等につきまして、8月中旬でございましたが、米子警察署の生活安全課生活安全係の担当の方と協議を行ったところでございます。現在、地図上で、全児童及び平成31年度新入学児童の住宅を確認いたしまして、1人登下校区間の抽出を行ったところでございます。これをもとに、学校、警察、道路管理者、それから教育委員会等で合同会議及び点検を、この9月中に行う予定としているところでございます。子ども安全条例につきましては、石川県、滋賀県、奈

良県などが生活安全条例を制定しているようでございますが、現時点でその条例を策定する予定とはしておりません。いずれにしましても、点検の合同会議を踏まえまして、今後考えてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上で、井藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これより再質問に入ります。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 済みません、再質問については、2番目にちょっとさせていただきました教育長のほうから、先に再質問させていただきたいと思います。

まず、協議のための緊急会議は開催されたか、非常に幅広く関係機関等々も集めて緊急会議を開催するよという通達があったと思いますけども、これはなされたんでしょうか。あるいは、先ほどお話し伺いますと、通学路の合同点検については、米子署の担当者と地図上でチェックをされたということなんですが、どうでしょうか、そのあたり、非常に幅広いものがやっぱりこの対策には対応していかんといけんということで、緊急会議の開催ということが指示してあったと思いますけど、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 井藤議員の御質問にお答えいたします。

緊急会議という部分ではありますけども、登下校防犯プランに基づいて、通学路の安全点検と会議を行うよという通達ですので、これは9月末に行う予定であります。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 9月末ということですけども、9月末までに報告しなさいということ多分なっとったと思いますけども、そのあたりは間に合いますか、あるいはもう日にちは決めておられますでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 日程調整をある程度して、これから文書を発送する予定ですが、今の予定では26日に行う予定ですし、それから、報告期限というのは、末までに行って、10月4日までに県に報告をするよという文書であります。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 通学路の合同点検、図面上なされたということなんですけども、この要点が示されておりました、通達文書によれば。これは確認しておられますか、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 点検の要点は、文書をいただいていますので確認をしていますし、地図上で点検を行って会議を行ったということではなくて、地図に今、教育委員会事務局と学校のほうで落として、1人区間がこの部分があるなという確認をして、それをもとに、これから会議と点検を行う予定です。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 地図上でチェックされたということですので、これも一つの方法だと思いますが、今後のことになろうかと思えますけども、実際に現地のほうは確認されないんでしょうか、どうでしょうか。関係機関も集めて、実際に現地を歩くとは言いませぬけども、そういうふうにならなかって思えます。といいますのは、通学路以外の子供が1人になるような場所も押さえてみなさいということになっておったと思えますけど、そういう点は配慮をされてますでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 先ほど来から説明している部分で、説明が足りなかった部分があるかと思えますが、地図に落としているのは、今指定をしている通学路と児童のいる家を落としています。項目の中に重点的にあるのは、学校等が指定をした通学路から外れた部分で、1人下校区間になるところを抽出をしていますので、その部分を確認をしたということですし、26日の予定の部分は、まず会議で、この点検の趣旨とそれから会議の要点、点検の要点を説明した後、現地に赴いて点検をいたします。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 3つ目にお聞きしました各種問題点、そのいわゆる実施点検などから今後判明する部分もあろうかと思えますけども、各種問題点について、現時点ではどのようなことが、一番現状から見たら被害防止上、重要かというふうに理解されとりますでしょうか、えらい予測的なことで申しわけないんですが。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 点検の項目にもございますけども、特に1人区間の部分について、人の目があるかどうか。いわゆる地域の方の目がある部分だろうかというのがあります。宅地が続いているところで、いろいろな家庭からの、庭で水やりとか畑の作業をしておられる方の目が行き届いているだろうかというような点、それから、雑草や木等が生い茂っていて、そこが見通しがいいのか悪いのか、それから、下校時間を特に想定した場合、冬の下校時間になると、

そこは暗くてなかなか見通しの悪いところになるんじゃないか、それから、児童等が引き込まれるような場所はないのかというような点。あと、道路管理者としては、道路工作物として安全であるか、いわゆる車を横づけして、子供がそのまま引き去られてしまうような点はないのかというようなことを観点に入れながら点検をしていきますので、点検をした後にいろいろな課題は出てくると思いますが、今の中の想定では、1人区間の中で、いわゆる拾い出した1人区間の中でもやはり家が連檐をしていない区間というところがありますので、周囲からの見通しはよいけれども、人の目が下校時間にあるだろうかということも観点に入れながら、点検をいたします。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 要は時間帯により、また、昼か夕方近くかによって随分安全性についての環境が変わってきます。ぜひそういう点についてもチェックをかけていただいて、安全が確保できる体制の確保にひとつ努めていただきたいと思います。もう既に、文書等についてはよく御存じで、見ておられると思いますけど、登下校防犯プランというのがありまして、この中の最後のところに、5点ほど要点が書いてあります。地域における連携の強化、それから、通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善、それから3点目が、不審者情報等の共有及び迅速な対応、4点目が多様な担い手による見守りの活性化、それから5点目が、子供の危険回避に関する対策の促進ということで、非常に広範囲にわたった、やはり検討をする必要があるんじゃないかということとなっております。まだ、通学路の合同点検の図上確認をされた段階ですので、余り難しいことを言ってもいけませんけども、今度集まられるときにそのあたりをしっかりと押さえていただいて、いろいろと協議をしていただきたいと思います。

それから、子供の安全条例については、現在のところ、その必要性については予定してないということでしたが、私はやはり多くの目でという点、先回の質問でもさせていただきましたけど、これがぜひとも必要だと思います。前回見守りボランティアの方を取材しまして、6月議会の議会広報にも出させていただいております。その中でも、やはり何らかのものが必要だろうと言う人の多い意見があったように考えております。やはりみんなの目で見ると、忙しいこの時代ですので、やはりそういうような多くの目を結集していく、通学路あるいは通学路以外にも結集していくということが必要になってこようかと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

この5項目の中でも、やはり私は3番と4番目の不審者情報等の共有及び迅速な対応、何かあったときに迅速に対応できるか、2点目が多様な担い手による見守りの活性化ということが、や

はり子供の安全を守っていく決め手になるんじゃないかと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひますが、この点、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 井藤議員の御質問にお答ひいたします。

今御指摘ありましたように、子供がこんなふうに登下校しているぞと、こんなところ危ないぞとかいうふうな情報が学校、教育委員会、それから地域の方々、見守りボランティアの方々に共有されるというのはとても大切なことであると、そのことがないときちんとした対応、迅速な対応ができないというふうに考えます。それから、小学校の見守り隊が復活いたしましたし、昨今の状況、特に冬場で人通りが少なくなるような時間帯とか、そういうところはとても見守り隊の方々の対応が求められるところだというふうに思ひます。見守り隊の方々と学校、そして教育委員会等の情報も、これも同じように共有して、必要なことがもしあればきちんと対応していく必要があるなというふうにご考慮いただいております。今、御指摘の点につきましては、今後とも検討してまいりたいと思ひますので、御理解いただきますようによろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） ありがとうございます。ぜひそのようによろしくお願ひしたいと思ひます。地方創生のほうも順調に進んどるようによろしくお願ひしております。村長、いつも言われるように、にぎやかなという、子供の声をする村づくりということをおっしゃるわけですが、もう一つの要素は、やはり安全な村、安全な町ということも非常に重要だと思ひます。そういう点では、やはり村長のほうからしっかりとその点も口に出して働きかけていただく、安全の確保、にぎやかで安全な、日本でやっばりにぎやかで、日本で一番安全なということをやっただけければ、さらに村のPRにもなってくると思ひますので、その点、村長、最後、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 先ほど井藤議員がくしくもおっしゃいましたけども、多様な担い手の見守りが活性化につながるということをおっしゃっていただきましたが、まさしくたくさんの目があるということが安全につながりますし、地域の活性化につながっていくということだと思ひます。このごろでは、国の動きを先ほど申し上げたところでありすけれども、限界自治という言い方が、人口減少が進んで日本が小さくなっていくということが言われ出したところでありす。島根県で合併をしました、島根県の一番西の山口県境の吉賀町の旧柿木村でありますけども、ここは合併後に地域内の中学校を統合するということがトップダウンで出てきたということで、

このままでは行政の目配りが行き届かないまま地域が衰退をしてしまうということで、手づくり自治区柿木村というのを、合併前の柿木村の地域の皆さんが高齢化した中で頑張っているということでもあります。合併をしてしまったら、その地域には役場の職員も少なくなって、行政の管理する施設も管理が思うようになくなったということで、住民自身で凍結防止などの手段を講じなければならない段階に来ていらっしゃるというようなことで、行政のお任せの自治はこの辺で断ち切らんと時代についていけなくなるという思いがあったということで、人口減少で縮小しても、地域が輝けて自立できる状態をつくっていくということで頑張っているということが雑誌で報道されておりますけれども、まさしくそういうことだというふうに思っております。今、うまいぐあいに言っていただきましたけれども、日本で一番安心・安全な村というのも一つのスローガンにすれば、言うなれば日吉津版のネウボラをやっているということで、それがどういう形でか全国に知れ渡って、非常に関心を持っていただいているという状況がありますので、そういう一つの住民として合い言葉的なものをつくりながら、アドバルーンを上げるということではありませんけれども、継続した地域づくりをしていくことが必要だろうなというふうに考えておるところであります。以上であります。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） ありがとうございます。

それでは、1つ目の議会改革の村長の対応ということでお聞かせ願えたらと思います。村長のほうから議会改革度調査の2017、早大マニフェスト研究所がアンケートに基づいて出したものの所感についてお聞きしました。やっぱり子供世代、それから、何ですか、などが評価されたんじゃないだろうかということでお話があったわけですが、これは、村長、今回の調査は日吉津村は要は出してなかったんですけども、議会のほうからもアンケートに対応してなかったんですけども、これは本当ちょこっとそれは書いてあって、評価された部分かもしれませんが、やはり今回が8回目ですよ、8回目。ですから、今までの積み上げがずっとあるわけです。ですから、話しましたように、片山知事のと時から、今現在の平井知事のと時から、その対策がやはりいかにして議会を改革していくか、県議会、という積み上げがあります。その部分をやはりしっかり見ていただきたいと、このように思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それで、私、今、やはり評価されとるのは何だろうかということを考えた場合に、特に取り上げて言いますと、次のような点があるんじゃないかと思います。やっぱりトップが改革の先頭に立っているということだろうかと思います。2つ目が、真に情報共有が、村長もさっきおっしゃってましたけど、図られているということでもありますし、3点目が、行政の意思がはっきりして

おり、迅速であるということが大きな評価であります、じゃないかと私は思います。行政のことばかりのようでもありますけども、北川さんにしろ、それから片山元知事にしろ、これらは行政のトップであった人です。これが議会改革についておっしゃるとるわけですよね。そう思われませんか。僕は、それが一番最初出てくるかなと、村長、思ったんですけど、やはりいかに首長、行政の長の責任が一体となって推進していかんやいけんという部分については、重要かということを知りたてに物語るとるんだらうなと思います。

「議会人」という雑誌がございます。この中でも確かに議会事務局の責任者っていいですか、長であった人が連載で書いておられますけども、実態は行政のトップやられた人が、やはり行政だけの改革ではできない、やはり議会改革と連動して、おっしゃるように、連動してやらんやいけんということを感じて、このようにいろいろな場で御意見を申し立てられとる。ですから、前の片山知事も慶應大学の教授しておられると思ったら、早稲田のこの政策経営研究、大学院ですか、に行っておられますね。そういうようなことで、そこでやっておられます。議会のほうも多分、今検討しておりますので、アンケート答えながら、やっぱり議会自身も責任持って改革していかんやいけんと思いますけども、どうでしょうか。

それから、開かれた議会、今、何が一番重要かということをおっしゃいましたけども、私は、これは小細工は要りませんので、両方が真摯にやっぱり基本に戻ってやっていく必要があるんだらうなというのが1点であります。

それから、お互いに一步踏み込む勇気がやはり必要、以前と変わってくるということになると、なかなか思い切って、勇気を持って踏み込んでいかんと難しい部分があります。議会のほうは議会で、やっぱり踏み込んでいく必要があろうかと思えますんで、その点、どうでしょうか。

それと、真の情報の共有、これがやはり必要です。私が今まで何回も言っとるんですけども、村長が、こうして私らが一般質問する、あるいは議案の中で質疑をする、検討してみます、正直、村長の口からそれについてはこうでした、検討したらこうです、いや、首長会で検討します、職員プロジェクトで検討します、あるいは何々推進委員会で検討しますということがいつも聞かせていただいております。確かにしていただいとると思います。それを打ち返していただきたい。これがやはり真の情報共有であります。ですから、今回、アンケートも8回目になりますけども、随分前から県のほうでは推進しとるわけですよね。これは片山知事のときからもう推進になっております。打ち返しがあっております。ですから、そのあたりをやはり本当に変えていこうと思ったら、行政も議会も今一步、やっぱり踏み込んでいく必要があるんじゃないかと思いますが、村長、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 北川正恭さん、片山善博さん、いずれも知事をされた方で、改革派の知事でございました。あの当時は、市町村は地方分権一括推進法によって変わっていかねばならないということで、非常に財政的な切り込みもありましたので、合併も含めて変わらなければならなかった。それはそれで変わることができたということだと思っております。平成の合併後の、既に15年がたったということでもありますので、この15年間、地方自治体は改革という名のもとに、いわゆる住民サービスは削減をし続けてきたというふうに思っておりますし、それから、合併しましたので、やむを得ず行政サービスを担ってきた職員の数は減らし続けてきたということでもあります。このごろになって、これだけ頻繁に全国で災害が起きますので、自治体そのものは、そんな言い方はいけませんけれども、職員を減らし過ぎたのではないかと、相互に協力をし合う力が減ったのではないかとこのことと言われ始めておるところでありますけれども、質問の中にもあります、首長がどんな立場でその自治体を運営していくのかということが求められるのではないかとこのように言われたところでもありますけれども、それについては、方向性はこうだということを行いながらその議論を、そのことをどうやって職員がかみ砕いて、政策に反映をして進めていくのかということが、トップダウンのようでもありますけれども、ボトムアップで政策形成をして進めていく必要があろうというふうに思います。

行政サービスが今、この部分が不足をしておる、これからこれをしていかねばならないというのは、当然、先頭に立つ者が判断をしながら、その判断がいいのか悪いのかというのは、判断をするのは議会であったり内部組織であったりということだというふうに思っており、これまでこの席に座らせていただいてやってきたということでもありますので、そういう意味では、議会との議論を否定をするものではありませんし、また、そんなことできるものでもありません。議会としてしっかり議論をしながら、行政運営をしていくというのが今の自治体の二元代表制の姿であるというふうに思っておりますし、それは一定の成果を我が村は得ているというふうに思っております。ただ、住民の皆さんの課題や、解決しなければならない、住みよい地域であり続けるためのことという、課題というのが毎日、日々変わっていく、年ごとに変わっていく。先ほど申し上げましたように、平成の合併後15年たってみたら、こんな状況になったと、国が新たにまた政策を出すということでもありますので、それはタイミングとしてはいいのかなということですが、国の政策はさておいて、これだけ高齢化してきましたので、改めてこの高齢化社会や人口減少に、我が村は幸いになってませんけれども、いずれそこに来るということを先取りしながら、地域コミュニティや自治体運営をしていかねばならないというふうに思っております。

開かれた議会ということでもありますので、今、議会がどんな立場に置かれて、全国的に申し上げると、非常に新聞報道等はどうかのかなという気がしております。議員のなり手が無いということがありますが、それは議会からの発信が上手にいけないというふうに私は思っています。議会のえらさがわからんという部分があるかと思いますが、その辺では情報発信がうまくいけないというふうに僕は思っていますので、それは一体となって取り組みをしていく必要があるかなということで、先ほども申し上げましたけれども、コミュニティの取り組みをやっていきますけれども、それは自治体、いわゆる行政だけではなく、議会も住民の皆さんも一緒になってこれからやっていくことはさらに求められると。特に小さい自治体ですので、大きな自治体を否定するわけでもありません。米子市があって、西部圏域があって、この自治体が成り立っているわけですので、そこを決して否定はしませんけれども、でも、村民として、村として、どんな地域であればいいのかということは改めて村民の皆さんと議論をするときが来たというふうに思っておりますので、開かれた議会という評価は、そういう活動をともにしていく、議会が独自にやっていかれるということの中で評価が出てくるのではないかとというふうに思っております。

答弁が多少曖昧になりましたけれども、そんなことで地域づくりを議会と一緒に進めていけたらというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 多少わからん部分がちょっと、おっしゃるようにございましたけど、一緒にやっというところのございますので、それは前向きに捉えていきたいと思えます。

要は、最初に申しましたように、改革っちゃんのは、やはり改革するときは、その責任者がやろうじゃないかということで、村長さんのほうから職員の方にもきっちり働きかけて、口頭で言ってもら、文書で出してもら、これが重要になろうかと思えます。口では言いよるけども、本当にやる気でおるんかいというのが、私らも下に仕えたときのやっぱり感想でございました。だから、逆に言えば、たとえ大きな問題であればあるだけ、やはりトップのリーダーシップというのが大変重要になります。結果的に修正かける部分は出てくるかもしれません。それはそれでいいじゃないだろうかと思えます。

今回も議会で所管報告、村長受けましたけども、以前は出りよったのが、あれ、今ただけんですね、所管報告されましたけども。村長が一番おっしゃりたいことじゃないでしょうか。議会ですから、住民の代表に対して言いたいことだと思えるんですけども、口だけで言われて、あれだけ膨大な、村長、こう持っておられましたけども。ですから、異常な雰囲気でした、あのとき。

こちらのほうは、めいめいが聞きながらそれぞれに対応しとったんですけれども、この神棚の課長さん方ですか、村長以下の職員の方は一生懸命見ておられました、一生懸命。多分それを村長がおっしゃるのをチェックされとったんだと思います。ですから、非常に正確に村長のあれは伝わってます。けども、それが後から確認、この点はどうだった、あの点はどうだったというときに、それが確認できないようじゃ、我々も判断ができない、議会としての判断ができないということであります。

それから、以前におっしゃったことで申しわけないんですが、一般質問の通告に合わせて事前に答弁書をもらうという、あれは学芸会とおっしゃいましたけど、その学芸会と言われた人が、これは北海道議会に対する評価として片山知事が言われたことですよ、もうはっきり言いますけども。それで大きなセンセーションのようになります。けども、元片山知事はそういう意味合いで言うておられません。だから、言ったそのままになるんじゃ、打ち返しも何もないということをおっしゃってたと。だから、実際として、知事がもうデータは要らんから項目だけということをおっしゃって、バックデータはもちろんあれしますけれども、そうおっしゃって、それでもって自分がその進展によって、後、どういうことを自分が、県民の代表者の議員に対して僕はどういう約束をしたんかということを確認されたという経緯があります。そういうことだと思しますので、そのあたりなどもよく考えていただきまして、ぜひ、さっきおっしゃいましたように、両方共同しながらやっていくという、やっぱり必要があるんだろうなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ようテレビなんかで見えておりますと、やはり流行語として、今でしょという、ありますよね、今でしょという、えらい茶化したようなことを言うて申しわけないですけども、私、今、行政改革、議会改革の、行政改革もまだまだ十分じゃないと思ひますし、議会改革はまだ始まったばかりですので、これをやはりどう捉えて今後進めていくかということが非常に重要になろうかと思ひますので、ひとつそのように、さっき村長がおっしゃったように、ぜひ前向きに進めていただいたらと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

何かございましたら、村長のほうから、簡単に。もう一つありますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 変わっていく改革をしていくというのは、その都度その都度、課題としてはありますけども、これは、何ていいますか、恒常的に、常に変わっていく、変えていくという意識のもとに行政運営をしていかなければならないと。改めて改革ということでの、大上段に

振り上げての話ではないというふうに思っています。常に行政運営の中で変わりながら変えていくという、変わっちゃいけない普遍的なものもありますけれども、基本的には変わっていくという姿勢を示しながら、行政運営をしていくべきだというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 村長がおっしゃる、まさにそのとおりだと思います。革命じゃありませんので、改革ですので、だんだんに進めていかにゃいけん。けども、その配意をやはり絶えず持っていくということじゃなかろうかと思えます。村長おっしゃるとおりです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後の1点に移らせていただきます。先ほど申しましたように、迅速、柔軟な予算執行の配意はということでもありますけども、これについては、実は3月議会のときのこの答弁いただいております。予算執行については、県のほうが補助金を使ってくれるので、うちのほうは補正が組みやすいと、まさにそういう感じかなと思ったんですけども、このあたりの余り真意のほどがようわからんもんですから、本当に補助金が、執行する、せんでもいいというんだったら、それはそれでいいと思ひますけども、けども、執行する必要があつて100万から500万に上げられたり、かといつて過去の執行状況を見れば40万が最高だつたと思ひます、平成27年ですか、だつたと思ひます。そういうような状況を見ると、本当に何回か質問する中で、検討されとるんだらうかどうだらうかという気がいたします。ちょっとお聞きしたいと思ひますが、4点をちょっとお聞きしたいと思ひます。

義務的規定となっているのはなぜでしょうか、義務規定になっておる。地方自治体の、いわゆる一般会計予算で、予備費も組まなければならないということになってますよね。

それから、予備費の用途制限はあるんでしょうか。使つていけないものはあるんでしょうか。

また、使つていけないのはどういふ場合なんでしょうか。

また、予備費について補正予算を組むことは可能ですか。

この4点について、まずお聞かせ願へたらと思ひます。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 井藤議員の御質問にお答えします。

予備費については、先ほども村長の答弁にありましたように、地方自治法の217条に、予算外の支出、または予算超過の支出に充てるために歳入歳出予算に予備費を計上しなければならないということで、ただし、特別会計にあっては予備費を計上しないことができるということのこの条文によりまして、予備費を設定をしております。

第2項で、予備費は議会の否決した費途に充てることができないということで、それには充てないよということしておりますし、それから、財務規則のほうで、人件費、交際費、需用費のうち、食糧費には充当できないというぐあいにしておりますので、それ以外に充てるということしております。特に、先ほどもあったように、緊急な場合ということで一応500万を設定しておりますので、そういう場合に使うということで、前回、太陽光なり雪害のときのペットボトル、水なり、予備費のほうから充用して出しております。

それから、補正についても、以前、補正をして、減額したこともありますし、足りないということで補正でふやすこともあるということは、補正対応ができるということでもあります。

現状ですけど、30年度につきましては、現在、予備費を緊急的に使って、保育所の厨房の室外機が壊れて緊急性を要したということで予備費を使いましたし、バンガローのほうの電気系統等が壊れて、それも緊急的に予備費を使ったということで、30年度は本当に緊急的に予備費を使わせていただいているということで御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 井藤です。30年度は改善して使っていただいとるということで、ぜひそのようにお願いできたらと思います。先般の県のほう、この議会で議決した予備費ですので、このやっぱり必要性の判断ちゅうのが一番重要になろうかと思っておりますので、ひとつその点でよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、先ほど村長のほうから防災関係のあれ、ありました。過去の質問の中で、平成29年の3月定例会で聞いたときなどなんですが、要は前の議員の、いわゆる予備費の執行の関係ではなかったですけども、要はボランティアなんかの関係で村長から答弁いただいております。それは可能かもしれんので検討してみるちゅうことなんで、残念ながらその打ち返しがないちゅうのが一番、やっぱり議会と行政との理解不足になっとるんだらうなと私は思います。だから、ぜひこれを機会にそのあたりの打ち返しをしていただきたい、検討する、検討するちゅうのはせんことだつって言ったばかみたいな議員がおりますけども、こういうのはやっぱりおかしなことで、検討するというんで言ったら、誠実にやはり検討していただきたいと思っております。みんな、予算はやはり、えらい扁平なことを言うようですけど、やはり村民のありがたい納税での予算組まれたもんであります。村民のために使うという、やはり工夫と努力、私は本当にいっぱいあるんじゃないかと思っておりますよ。だから、先ほども出ておりますが、行政懇で各自治会の要求が出てきます。それでもって、要求性をその中でまず判断する、それは大事なことです。それは、要求性を判断して、予算の枠があるわけですから、全体の。その中で要求性を判断して、予算編成を

されるということ、これは必要なことだろうと思いますけども、その後にやっぱり発生してくる、例えば先ほどおっしゃいましたように、災害の関係、災害に行くボランティアの関係、僕は一番情けなかったのは、質問事項をちょっと実は出させていただいたんですけども、文書照会で出させていただきました。こういう、やはりまだ考えななかなという気がして、実は残念だったのですが、文書で照会させてもらっております。災害ボランティアへの村民の出勤人数、出勤者に対する公的支援、経費等のわかる資料はないでしょうかと、29年、30年。これ、村長、見られました、回答書は。村長、見ておられますか。見ておられるか。（「確認不十分」と呼ぶ者あり）確認不十分、わかりました。なら、せっかくの機会ですので、こういう回答が来ております。

災害ボランティアについては、村社会福祉協議会、ボランティアセンターを通じて派遣されることはあるかもしれませんが、基本的に個人で被災地に出かけたりされるため、役場で取りまとめを行うことはなく、出勤人数は把握しておりません。これが1点です。

それから、その次が、また、出勤者は基本ボランティアですので、現地で飲む水を含め、経費は個人負担が原則です。したがって、村として予算化はなく、ここを見ると、もう予算化しようかちゅうやな気は毛頭ないですよ。予算化はなく、公的支援は行っていないため、資料等はありませんという回答でございました。本当にこのとおりだとしたら、これはゆゆしき問題で、検討してみると言われたのは、結果的には文書で照会したらこういう形で返ってきております。この点、村長、どのように思われますか。私は、ボランティアはこれだけ必要とされとるわけです。だから、それが出る場合も、いただく場合も、やはりそこは社協に任せてあるんだというようなこと言わずに、そのあたりは、少なくとも出入り状況ぐらいはしっかり、そうですね。災害ボランティアちゅうのは災害対策本部の一つに入ってますよね、組織編成表に。そこまでやっぱり気を使っていかんといけんと思うんですけども、そのあたりを本当に、こういうような回答いただいておりますけど、それでいいんでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 派遣の、いわゆる我が村ではなしの各地の被災地に対する実態が回答してあるということで、私の目が行き届いてないというところがありますので、これについて、経費負担をすとかせんとかの問題ではなしに、もう一度議論をして考え直してみたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 最初に申しましたように、台風21号の豪雨災害ですか、強風災害ですか、風被害ですか、これがあった思ったら、すぐに今度は北海道で、今、本当にどう

というような状況になっとなるか、実際にわかりません。こういうような状況ですので、できるだけこういうような検討は早くしていただいて、こちらのほうに打ち返していただきたい、このように思います。

私は、災害ボランティアっっちゃうのは、ボランティアセンターが向こうにありますから、だけでも、多少異質だなという感じが、福祉ボランティアなんかと比べて異質な感じを受けております。やはり迅速に緊急性を持って対応していかんやいけない部分が多いと思います。ですから、場合によってはどうも行政のほうに残しておるところもあるようでございますので、災害ボランティア関係は。このあたりもしっかり研究していただいて、早急な結論を出していただく、こちらに打ち返していただくということをお願いしたいと思いますが、この点、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 今、ボランティアで確実な、何といいますか、成果を出されたりしておりますのは、こんな表現は、評価は、見方は一方的でいけませんけれども、せんだって2歳の子供を発見された方がいらっしゃいましたけれども、脚光浴びたということでもありますけれども、実はこの近隣にもああいう方がいらっしゃいます。全て自分で準備をして、どこにでも行かれる体制で、現場に来てからは自己完結でボランティア活動を、自分のできるボランティアをしていらっしゃるというお方が現実にはあります。その方に我が村でも講演をしていただいたことがありましたが、それをどんなふうに行政として捉えていくのかということでは、かなりの難しさもあろうかと思っておりますけれども、考えてみる必要があるということで承りました。なかなかそこで、今、行政がそこに手を、実際の災害のときに踏み出してないというのは事実であります。行政的には、じゃあ、あそこの町に職員を派遣しようというようなことはやっておりますけれども、住民の皆さんが、例えばせんだっての広島の高雨のときに、かなり村民の皆さんが応援に土日を使って行きていらっしゃいます。比較的、距離的に近いこともあって、日曜日でも行きて帰れるというようなことで行かれたということを耳に挟んでおりますけれども、それをどうやって行政が把握するのかということでは非常に難しさもあるなということを感じながら、どんな議論ができるのかはさておいて、議論をしてみる、無責任な回答になっておることからすると、議論をしてみる必要があるかなというふうに思ってます。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） やはり恩は返ってくるっつって言います。恩を売るわけでも何でもないんですが、助けてあげたのは確実にやはり返ってきます。やはり人のためにするんじゃないんだということです。村のために、やはり出て行って、いろいろ研究して、またこちらのほう

で発生があった場合には、それもまた出勤された人は一般の人でも役に立ってくるわけですよね。それこそ自治会の核になったりして動いてごされる人になろうかと思imasので、その点、それこそ一歩踏み込んで前向きに考えていただけたらと思imas。

それから、最後に1点、ちょっとあれなんですけど、村長、マニフェスト研究会のこれのアンケートは目を通しておられますか。見とられる。

○村長（石 操君） 見てないです。

○議員（8番 井藤 稔君） 見とられませんか。ぜひこれ見といていただきたいと思imas。

と申しますのが、なぜかといimasと、これ、全部で75項目あるんです、このアンケートの項目は。そのうちの35項目、約50%弱、これがいわゆる機能強化への取り組みということになっております、機能強化への取り組み。これは多分に予算に係る部分もあるわけであり、機能強化へ。あるいはソフトで運用できる部分もあろうかと思imas。35、ですから75のうちの35。あとは調査についての基本情報とか情報共有の取り組み、住民参加の取り組み。ですから、機能強化の取り組みっちゃうのはまさに議会の機能強化、この必要性があつて、約半数はそのアンケートの内容ということになつとる、です、ので、ひとつぜひ見ておいていただきたいと思imas。これはお願いを申し上げて、時間になりましたので、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） 以上で井藤議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここで昼休憩に入ります。開会は午後1時から再開いたします。

それでは、休憩に入ります。

午前11時40分休憩

午後 1時00分再開

○議長（山路 有君） 再開します。

通告順3番、松本二三子議員の一般質問を許します。

松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 3番、松本です。今回は2点について質問させていただきます。

まず1点目が、本当に必要な支援ができるのかということで、①政府は、幼児教育、保育所無償化を来年10月から実施予定としています。待機児童増加の不安などから、賛成するのは主要都市の半数未満という記事も出ていましたが、どう考えるのか。

②自治体の準備期間の短さから、実施時の対応に不安もあるようですが、いざというときには村ではどうなのかお聞きします。

③待機児童対策を初め、村では子育て支援に力を入れてこられました。今の子育て世代に必要な支援は何だと考えられるのか。

④子育て時代は長い。保育ではなく、中学、高校、大学のほうが教育費への支援が必要だという声をどう考えられるのか。

2点目は、行政懇談会での要望は通るのかです。例年冬に各自治会で開催される行政懇談会ですが、行政の話を書くというより、希望、要望を持って参加される方が多いように感じます。なかなかほかの自治会に出向いて参加することはないので、参加人数が少ないということ以外、余り見えてきません。

そこで、①希望、要望は多いのか、どのようなものがあるのか。

②行政と直接話ができるチャンスですとって呼び込みをしたりしますが、期待感が薄くなっているのではないかと。配られる冊子もかわりばえがしません。再考すべきでは。

③行政懇談会での要望は通りやすいのかお聞きします。

必要があれば再質問させていただきます。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 松本議員の一般質問にお答えをしております。

まず最初に、本当に必要な支援ができるのかということでございまして、幼児教育、保育無償化という政府の方向に対しての質問であります。幼児教育、保育無償化をどう考えるのかということですが、19年10月からの幼児教育無償化を実施予定ということで国がされております。3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育園、認定こども園の費用を無償化しております。さらに、これらの施設以外にも保育の必要があると認定された子供を対象として無償化されます。また、ゼロ歳から2歳については、住民税非課税世帯を対象として無償化が進められます。これまで同時在園の軽減措置や第3子無償化など、国や県の制度にのっとり保護者への経済的な負担軽減に取り組んでまいりました。一方では、保育環境の充実を図ることも重要でございまして、特に保育士不足と言われる状況の中で、待機児童ゼロをしていくための受け皿の整備はしっかりと取り組む必要があります。ということでございまして、準備をしっかりとせないけんということでの1番目の答えであります。

②が、準備期間が短い村の対応はどうかという質問ですが、現時点ではまだ不明確な部分もあります。無償化措置の実施に当たっては、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設利用者

に対する保育の必要性の認定に関する事務は、無償化の対象となる認可外保育サービスを把握する事務などが新たに生じるということになります。また、無償化に伴う財源の試算では、本村では800万円の不足が見込まれており、国に対し、公費の、いわゆる公約の消費税増税分の充当部分を要望しているところでありますけれども、国には制度の具体的な内容を速やかに決定をしていただきたいと。それを受けて、村として必要な準備を早急に進めてまいるといふことではありますが、800万円の経費が要るといふことでは、消費税増税分を丸々くれるのかということでは、それはちょっと疑問を持って見てます。いわゆる、幼児教育、幼児保育の交付税の試算でやられますと、1人の保育するのに何ぼの経費がかかるという見方をしますけれども、その交付税は、7割5分は交付税で面倒見るけど、2割5分は村が、地元自治体が見よといふ交付税の制度ですので、消費税で丸々これだよといふことはなかなか来にくいといふふうに見てますので、交付税算入されると2割5分は持ち出しになってしまいますので、そこは可能性としては、これまでの国のやり方はそういうことになるだろうなといふふうに思っていますので、それはいけんよと、丸々下さいよといふ言い方は、県知事を通じて言っておるといふところであります。

次の、③の待機児童対策を初めとして、今の子育て世代に必要な支援は何だと考えるかという質問でありますけれども、本村では待機児童ゼロを掲げて、国や県の補助事業等を活用しながら子育て支援、保育行政に取り組んでおりますけれども、引き続き待機児童ゼロを維持していくことは、安心して仕事と子育てを両立していくために重要であるといふふうに考えております。また、この待機児童ゼロということを経済戦略の中でも言っていますので、これは評価としては非常に高いといふふうに受けとめてます。日吉津は待機児童はゼロで、見てもらえるという安心感があるといふことでもありますので、そこは崩しちゃいけない、えらくてもそこは崩しちゃいけないといふふうに思っています。

あわせて、本村では日吉津版ネウボラの構築を目指し、子育て世代包括支援センター「すまいるはぐ」を開設して、妊娠期から子育て期の相談支援等を行っております。妊娠期から一貫して保健師がかかわることで、より身近で相談しやすい関係になり、必要な方へ必要な支援ができるというきめ細やかな支援を続けてまいりの方針であります。

続いて、2番目の行政懇談会での要望は通るのかということでもありますけれども、希望、要望は多いのか、どのようなものが出るのかということでもありますけれども、行政懇談会の目的は、行政が行っております主要事業の内容や今後の行政の取り組みや考え方などを住民の皆さんにお伝えして、行政に対しての御意見をいただくなど、行政と住民が対話できる機会として位置づけてお

ります。住民個々の要望を聞く場ではないと考えております。このことについては、各自治会長には御理解をいただいておりますというふうに思いますけれども、そうはいつでも徹底しませんので、ちょこちょこ出るということがありますので、回答のできる範囲で回答をしてというのが実態であります。

住民の要望を聞く場として、毎年1月に各自治会から取りまとめられた、その上で提出された要望書をもとに、各自治会長で構成する自治連合会で協議して、現地視察をするなどして、その上で優先順位を考慮いただきながら、当初予算に反映をするという仕組みにしておるところであります。したがって、行政懇談会と自治会要望は切り離して考えております。言いましたように、行政懇談会の中でも要望が出ることもあり、その場合には考えを申し述べさせていただいて、要望として取り上げていくものは取り上げていくというようなことであります。

②の行政と直接話ができる機会ということで呼び込みをしているけれども、期待感が薄いのはということと、冊子もかわりばえがしないと、再考すべきではないかということではありますが、議員御指摘のとおり、年1回、行政と直接対話できる機会として行政懇談会を実施をいたしておりますけれども、ことしの参加者は全体の約6%ということだと思っております。期待感が薄いかどうか判断できませんが、現状では参加者が少ないのは事実であります。しかし、行政として村民へ情報提供するということは大きな責任でありますので、これはやり続けていかなければならないというふうに考えております。

冊子については、イラストを多くしたり、少しでも読みやすい表現にするなど、修正を加えたりしてきております。特にことしは地方創生総合戦略の考え方をベースに、大きくレイアウトも変更をしたということでもあります。長らくあのスタイルをとってますので、私が首長になってから今のスタイルをとってますので、変わっていかないけんというところはあろうかと思っておりますけれども、あれはあれで、ああ、ことしはこんなところでこんなことだ、ことしも一緒かという評価になるかもしれませんけれども、それは一つの意義もあるのではないかということではあるかなというふうに思っておりますが、冊子については、村民の方にも親しみやすい、読みやすいものにしていくという考え方は当然、前に向かっていくべきですので、工夫を重ねてまいりたいと。あわせて、参加者がふえるような検討も必要だということでもありますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

行政懇談会での要望は通りやすいのかということではありますが、先ほど申し上げたとおり、行政懇談会は要望をお聞きする場ではありませんので、実際に要望されても自治連合会なり各自治会要望などもありますので、そこは整理をしながら、直接出た要望を判断していく必要があると

いうふうに考えております。決してこれだけが優先するということが仮にあったとしても、自治会長さんなり自治連合会で議論をしながら、その必要性を訴えながらやっていくことになるのかと思います。

ということで、お答えを私のほうからさせていただきまして、本当に必要な支援ができるのかという1番目の質問の4点目についての、保育以外の教育費への支援が必要という声はどう考えるかという点については、教育長をもって答弁いたしますので、よろしく願いして、松本議員に対する答弁といたします。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 松本議員の一般質問にお答え申し上げます。最初の御質問の4点目に、中学校、高等学校、大学等の教育費の支援に関する御質問がございました。

現在、中学校、高等学校、大学等々、高専や専門学校も含めて、いずれの就学場面におきましても、世帯の経済状況に応じた就学支援制度がございます。例えば中学校では準要保護制度がございますし、高校におきましては、公立、私立ともに授業料を支援する高等学校等就学支援金でございますとか、教科書代、教材費など、授業料以外を支援する高校生等就学給付金というような制度もございまして、実際にそれがされているところでございます。大学、専門学校につきましても、特に独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の中には、やっぱり経済状況において給付型の奨学金もございます。日吉津村の場合におきましては、これも経済状況によりまして、就学が困難な場合、奨学資金を無利子で貸し付ける制度というのを整備しておりますので、ぜひ必要に応じて御活用いただきたいと思いますし、御理解を賜りますようお願い申し上げたいというふうに思います。

以上で松本議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 再質問に入ります。

松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） まず、済みません、行政懇談会のほうから先にさせてもらいたいですけども、忘れないうちだと思いますが、各自治会からの自治会要望を出してもらっているので、行政懇談会では要望を聞く場所ではないというお話だったんですね。要望を聞く場所ではないということでしたけれども、以前、私が住んでいます上2のところで、国民健康保険証に、前、ぺらぺらだったんですけど、ラミネート加工のカバーをつけてくださいというのが行政懇談会で出ました、1人の方から。それをすぐに対応してもらえたんですね。だから、皆さんはその場で、もうこの行政懇談会でちょっとお話をすれば通るんじゃないかという認識があった。あれ、

本当に、何がすごいかってというのは、思いもよらなかったんですね。私も国保なので持ってるんですが、財布の中に入れていても、あれをカバーしてもらったことによって全然すごく、何ていうでしょう、折れることもないし、ああいう、何ていうんでしょう、そういう発想というのが、自治会長さんが一人一人皆さんから意見をもらって回るわけにもいきませんので、自治会要望というのは、一番多いのが公民館の修繕とかああいうところの要望が、あと電柱、電気のところだと思っんですけども、そういう、普通ってというのは変ですけども、ああいう場に出てこれられるのも結構な勇気が要ると思うんです。そういうところに出てきて、その要望が通ったというのでお伝えしましたら、すごく喜んでくださって、それからずっと出てきてくださっているんです、その方は。そういうところのやっぱり人を引きつけるっていうのに使えるって言ったら変ですけども、そういうこともあるんじゃないかっていうので、全く要望は聞きませんということと言われてしまうと、じゃあ、お話だけ聞いて、村はこういうことをしているんだなって、毎年っていうか、変わっていくことも多いと、先ほども言われてましたので、そうなんでしょうけど、何か、変な話が、よく村長はあめとむちと言われますけれども、ちょっとでもあめでもあれば寄ってこられるかなっていう、その辺の発想が少し欲しいなということで、今回質問させてもらったんですけども、前回も、大体はいつも同じメンバーです、上2も。子育て世代のお母さんが1人来られてました、前回、2月にですね。そのときに私に、何か言いたいんだけど、言ってもいいのかなっていう、この辺、後ろから言われたんで、全然いいですよって言ったら、上2は子供がふえています、小学生がふえています。横断歩道の場所、もうちょっと自分たちのほうにしてくれ、左側通っていかなきゃいけないんですね。もう1個は9号線のガードの辺まで行ってから、また渡るっていうのがあるので、8軒並んでいるところなんですけど、細かく言うと。あの辺に横断歩道をつけてくれるとすごく子供の、何ていうんでしょう、登下校に助かるんですけどっていうのをされたと思うんですけども、そういうところで、保護者さんはすごく勇気を出して言われたと思うんですけども、そこに対する、何ていうんでしょう、そのとき、たしか村長か総務課長だったと思うんですけども、持ち帰って検討しますという言葉いただいたように思うんですけども、その後の検討なりをされているのかをお聞かせください。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松本議員の御質問にお答えをします。

先ほど要望の件ですけども、まず、要望は大きなものはそういう自治会でまとめていただいて、さっきも村長の答弁にあったように、全く要望がないわけではなくて、そういう場合は担当課で処理できるものは、要は行政の業務の中で対応できるものは即対応できるし、できなくてもそれ

を検討させてもらうということですので、全く要望を聞かないということではないので、ただ、整理した中で、要望を聞く場ということではないという言い方でしたので、御理解いただきたいと思います。

それと、先ほどの横断歩道の質問ですけど、私の記録を見る限り載っておりませんで、もし言われてたら、担当課とそれは協議してみないといけませんので、検討はさせていただくということで御理解いただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 多分さっきの聞いたら、言われた保護者さんはすごく悲しい思いをされると思いますけれども、誰か後で教えますので、何とかよろしく願いいたします。

そこなので、要望を聞かないっていうことをしょっぱなに言われてしまいますと、行政懇談会はそのようなんで思ってしまうので、なかなか、要望っていうわけではないんですよ、思いを伝えたくてやってこられる方がありますので、本当に。どこに言ってもいいかわからないっていう方もあるので、せっかく村長以下たくさん来られるのでっていうこと、思いを持ってこられる方もあるということをお忘れなくいただきたいんですけども。先ほどの行政懇談会、結構、高齢って言うのはいけませんね、人生を長くされている方がたくさん来られるんですけども、その中で、子育て世代とか、先ほどの保育所の話なんかもそうですけれども、若い世代とか、新しく村民になられて引っ越してきてくださった方たちの声を、村長というのはどこで聞いておられるんでしょう。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） なかなか直接保護者から声を聞くことはありませんけれども、言うなれば福祉保健課だったり、保育所だったり、教育委員会だったりというところから意見を吸い上げてくるということでもあります。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 見ると役場職員さんも村民さんが多いですので、課長ばかりではなく、若い世代の職員さんもおられますので、その辺の職員さんたちと、懇談会ではないですけども、その辺の意見を集まって聞いたりとかっていうことはされてるんでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） それはありませんで、課のまとまった意見になったものを聞いておるということでもあります。それで政策決定をするということでもあります。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） ぜひとも、せっかくそばに子育て世代とかの代表みたいな方もおられると思いますので、その辺からの友人関係とかもあると思うので、そういうところの声もちょっと聞いてあげてもいいのかなっていうのがテレビでやっておりまして、ある村の村長さんが日本一みたいなことであつたんですけども、やっぱり課長ばかりではなくて、若い世代の人たちを、本当に新人さんとかの話も聞いてあげるみたいなことをされていたので、そういうところはまた違う面が、言にくいこともあるんでしょうけれども、そういうところの吸い上げも大事じゃないかと思しますので、その辺のことをちょっとしてあげてもいいのかなと思ってお願いします。

本当に、とにかく行政懇談会というのは年に1回集まって、わざわざ来てくださるといのはすごいことだと思いますので、内容もわかりますし、財政のことも何となくでわかってくださってると思うんですけども、本当に毎回毎回来られる方がだんだん同じ人になってきてますので、その辺の違う方がやって来られる何か、取り組みではないですけど、これは一種、自治会のほうにも何かしなきゃいけないということはあると思うんですけども、そういうところもやっぱり自治会なり行政と一緒にあってどうにか盛り上げて、年に1回、せっかくですので、来やすいような感じをつくってくれるといいなと思います。コミュニティで各自治会に職員さんがこれから来られるようですので、その辺の活躍も期待しておりますので、これはよろしく願いしますということで終わります。

もう一つのほうですけども、調べてみましたら、公的な資料には、幼児教育のほうです、無償化とは、幼児教育の重要性に鑑み、全ての子供に質の高い幼児教育を保障することを目指すものとありました。公約にも入っているようですけども、国会のほうの。先ほど言われましたように、認可外とでいろいろ違うようですけども、やっぱりお金がかかるんです、この時期っていうのは。今のお母さん、お父さんというのは若いときに家を建てられる方がすごく多いので、その辺のお金もあるので、すごくありがたい話だなと思います。始まるのが2019年、来年の10月からスタートっていうことなんですけども、私なんか言わせると、子供のときから親に、ただより怖いものはないと言われて育ってきていますので、この無償化っていうのがすごく、えっていうのが、素直に思えないっていうところがありまして、これは保育料と、給食がありますよね、あれも無料になるんでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松本議員の御質問にお答えします。

給食は別というふうにはです。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） ここで給食の無償化とか無料とかっていうのもよく出るんですけども、ここで無料と無償について考えてみたんですけども、調べてみたら、無償っていうのは、いわゆる無償の愛とかって言いますので、一切の見返りを求めないことだそうです。無料っていうのは無条件ではないために、何らかの見返りが必要な場合もあるっていうことなんですけども、これ、無償化って言ってますが、何となく無料なんだろうなと思うんですけども、これ同時期に消費税が10%になるっていうのが裏についてるような気がしてしょうがないんですけども、財源はそこだということを村長もはっきり言われましたけれども、それだったら子育て世代だけではなくて、各世代にやっぱり還元されなければおかしいんじゃないかなっていうのがあるんですけども、その辺のことはどう思われますか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 消費税の増額を社会保障費に充てるということだと思いますけども、社会保障費がかつて3項目であったと思います、医療、介護、年金。今、社会保障の4経費と言われてますので、それが子育てだということが社会保障の4経費ということになってきました。それは、平成27年から子ども・子育て新制度が始まった、その前あたりから、始まる前の議論から社会保障費4経費ということが言われ出したと思ってます。そこに入っておるということですので、消費税を狙ってそれを全部やろうと思うと、到底到底、財源としては間に合わないということですので、自治体運営をする私どもは、消費税ばかり当てにされても足らんがなと、財源が足らんがなという気持ちで、どれだけ交付税算入されたり、さっき申し上げました、幼児教育の無償化と言われても、交付税のほうに入れて算定されてしまえば、政府の言われる公約実現のために、末端の自治体は2割5分の負担を負わなければならないということが出てくるということでの懸念ばかりが、このごろは先立っておるということでもあります。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 本当に満額かと思ったら2割5分って、さっき800万の不足って言われたの、これは保育料関係だけですか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 幼児教育にかかわる部分だけです。保育料に関してはやっておりません。試算しておりません。いわゆる新たに発生する試算経費だということです。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） というのが、こういうのが入ったときに、必ず一番何となく大き

な額で来るのがシステム改修みたいなところなんですけども、そういうものは今回はかかってはきませんか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松本議員の御質問にお答えします。

現在の無償化についての議論は、この6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針というものに基づいて行われるものなんですけれども、まだそっからの先の具体的な話は出ておりませんので、先ほど御指摘のシステム改修というような部分が、これからどうなるかというのは、ちょっとまだ未定でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） といっても、もう来年の10月、1年ぐらいですよ。ということは、今やたらとネットとかには出ていますけれども、これは絶対なるってということなんですよ。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松本議員の御質問にお答えします。

ほぼこれはもう確定という見方でいいと思います。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） では、本当に次の10月からの、この対象になる方は喜んで大丈夫ということですね。わかりました。

あと、子育て支援のほうなんですけど、お話をいただきましたが、この子育て支援のほうは、保育所のほうは本当にちっちゃい子供には、日吉津村はすごくよくしてもらってますので大丈夫と思うんですけど、それよりちょっと大きい小学生のほうの子育てのことが聞きたいなと思って書かせてもらったんですけど、済みません、原稿の言葉が足りなかったようですけども、教育長にお聞きしたいんですけども、日吉津でも講演会などでお世話になってます米子の団体があるんですけど、そこは1時間800円で交通費が一律200円で、子育てサポートをされている方というのがあるんです。これはちっちゃい子もそうですけども、今の親御さんが両親や近所からの支援もなく、人との人間関係も希薄で頼る人とか頼るところがないということで、おばあさんの役割がしたいということで、お金を出してもお手伝いを頼まれるそうなんですけども、御飯をつくる間、子供をだっこしてほしいとか、そういうのが多いそうなんです。

これは、前回もちょっとお話ししたのでわかると思うんですけど、それはわかるんですけども、今は代行サービスというのが人気を集めているそうで、徳島県の会社でPTA行事とか子供の習

い事で使う物品の製作などを、お金がかかっても代行に任せて、仕事やプライベートの時間を確保しようというのが多いらしいんです。仕事でP T Aの会合に出られないので出席してほしいという、小学2年生の母親からの依頼があって、教師から授業方針の説明を聞いて、かわりに。クラスのP T A委員決めに代理で出席するという記事が毎日新聞に載っていたんですけども、代金というのが、これ1時間30分、90分で、資料の送付代は別にして8,370円ということなんで、たしか30分2,000円幾らだったと思うんですけども、こういうのが最近、徳島県です、東京かと思ったら徳島県だったんですけども、東京でもあるそうなんですけども、こういうのを教育長はどう思われますでしょうか。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 松本議員の御質問にお答えします。

どう思われるかということでございますが、新聞記事か何かでちらっと見かけたことはある内容でございました。そんなことがなりわいになるのかなと思っていましたが、保護者の中にはどうしても参加できなかったり、行きたくても行けなかったりとか、いろんな事情が当然おありで、苦肉の策ですといったようなことなのかなとも思いますけども、そのことが正しく機能してといいますか、その商売がですね、保護者が納得されればそれでいいのかもしれませんが。そのP T Aの会合に代打を出して、それもそんなに高額な料金を払ってする必要あるのかどうかと考えましたときには、どうなのかなというふうに思って、近所のつき合いとか同じ学級のP T Aのお友達とか、いろんな方法が考えられるんじゃないかなと思って、うんと首をかしげる部分もございますという、お答えにはなりませんけども、そういうふうに感じました。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） おっしゃるとおりなんですよ。行けなかったら誰かにお願いするとか、先生の話聞いて。このあれはわかるんですよ、苦手な方もあるんで、習い事の物品を少々つくっていただくぐらいは何となくわかるんです。これも友達にも頼めないかなと思うんですけど。あと自分はやっぱり努力しないんだなって、私の世代になっちゃうと考えちゃうんですけど、今の若い人はここまでなのかなというのはあるんですけども。結局、先ほどあったのと一緒なんですよね。頼る人とか頼りにくいというのがあるので、希薄になってるということなんです。今、子育てというのが孤立の孤で育てるで、孤育てってというのがすごく多くなってるそうで、頼るのが本当にお金出してもいいから他人のほうがまだ気が楽みたいなところが出てきているというのが、これ別に東京とかじゃなくて、米子って言うてはいけませんね、近隣でもあるので、そういうところを本当に日吉津村でもだんだんだんだんこういうぐあいになっていくんじゃない

かっていう、ちょっと危機感はあるんじゃないかなと思ってるんです。それこそいろんなところからたくさん子育てをする世代が入ってきてますんで、そういうところの情報なりを入れていけないといけないように思います。ちっちゃいうちからですね。

先ほど言われたように、本当に希薄になってるので、PTAというものが大体不要論まで出ているようなもんです。ただここまでしてくれるっていうのは本当にありがたい保護者さんになっていう、子供のことを思ってっていうのもあるので、ただここに出ないと、子供に対してマイナス点が出てくるんじゃないかっていうような考え方も一つあるようなんですけれども、のものあるんです。この会社なんですけども、去年のPTA関連の依頼が50件あったということで、共働きで何回も使う人が多いらしいんです、やっぱり。たくさんおられるということもあるんですけども、それこそ原則手縫いが必要で、時間のかかる依頼が一番多くふえてるということ、苦手っていうよりも時間がないというのが一番なんですけども、これを開所されているのが、やっぱり女性なんです、社長さんというのが。やっぱりその辺の気持ちがわかるんじゃないかなって思うんですが、これは決して悪いということには、その社長さんもとっておられなくて、子供が熱を出したりしたときには、家でついていてやりたいということで、それ以外の有給休暇が使いたくないというのが、やっぱり一番多いんじゃないかというように書いてありましたけれども。これ今、お母さんだけではなく、お父さんにも、お父さん一人で育てて頑張っておられる方もあるので、その辺の方に対してもやっぱりありがたいような感じだっけ書いてありました。

もう一つ聞きたいのが、夏休みの宿題の代行というのが、また話に出てたんです。これ代行というのは、別にかわりにやってあげますよじゃなくて、ネット上のフリーマーケットというのがああるんですけども、そこのサイトに、必ず出る読書感想文と自由研究、これが出品されて売買されてるっていうんです。ほんの最近でした、この8月の話です。これが文科省がやっぱり8月上旬になってから、このニュースが出た後ですけど、宿題は自分でやるべきで、他人の作品を提出するのは望ましくないということで、出品禁止要請を出して禁止されたそうなんですけど、これもちょっと聞いてみます。教育長、どうでしょう。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 松本議員の御質問にお答えいたします。

このニュースは、私も興味を持って読みました。それをすることが、子供にとっていいとは全く思いませんが、これも家庭ごとに事情があつてのことだとは思いますが、文科省が要請をして、メルカリでしたっけ、のほうも、それにわかったということで応えるということになったというふうな記事、ニュースは見ました。協力してくださる方、そういういわば身内のみならず、

地域の子育てのコミュニティとか、そういうものがやはり機能するようになっていかんといけんのだろうなというふうに思いますし、その課題、宿題ができない事情というのがある場合に、学校としてどう対応するのかというようなことも考えていかんといけんのかなというふうには思います。一律に提出できた、できなかったという判断だけじゃなくて、その奥にあることをちょっと想像するということも必要なのかなというふうに思います。それによってどんなことができるかというのは、また個々個別に違うのかもしれませんが、というふうに思いますし、これは当然学校や教育、子育ての問題であると同時に社会構造の問題であるとか、学校だけの問題じゃないのかなともまた思ったりします。それこそコミュニティが大事ななと思ったところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） このできなかった理由というのが、私なんかはやっぱり親御さんが忙しい、昔は夏休みの宿題というのと、親子そろってみんなで頑張ったみたいな感じがあったんですけども、親御さんも忙しいのかなと思ってましたら、結構子供が忙しいほうが理由だったそうで、塾通いが忙しいとか、何かスポーツをやっているのでもそちらに専念させたいとか、そういう理由が東京のほうでは多かったようなんですけれども、やっぱりその辺、これがだめって言っちゃったらもうそれだけで終わりですので、先ほど言われたように、何でそうしなきゃいけないのかっていうところを考えていただく、教育長がちゃんと言ってくださったので安心したんですけども、本当に昔はみんなでやって、何となく、持っていきないうっていうその家族の輪というものもできてたかなという、ちょっと思ったんですけど、何となく悲しい時代かなということはあるけれども、やっぱり変わってきています、若い世代というのが。私たちのときとも違うし、いい悪いではなくて、どうしても情報も多いですし、できることも変わってきてますので、本当にお金を出したらいろんなしてくれるところとかっていうのを手伝って、支援という名のいろいろなことをして下さるところも多いですので、そういうところを上手に使ってやっていってるんだなと思いますので、村長もやっぱり若い世代の方の意見、今の実情というか、現状というのを聞いてやってほしいなと思いますので、そういう場をやっぱりつくっていただきたいと思います。

それと、先ほどの中学校、高校、大学のお話はわかったんですけども、今一番問題なのが高額過ぎる制服という問題も出てくるんですね、高校生になると。支援はしてもらってますけれども、教科書も困ったときには手伝ってもらってるんですけども、じゃあ、この制服着ずに行かれるかという問題が一番出てきてるようなんですけども、そこを考え出すと大変なことになる

んですけども、たしか政府のほうで、余りに高額な制服はやめましょうというのが出ていたと思うんですけども、やっぱりそういうところまで事細かく、大学なんかも行ったはいいけれど、アルバイトばかりしていて、全然勉強ができないような子たちもないことはないそうですので、いまだに。そういうところのところで、支援が全て行き届いてるかということは絶対ないことで、少子化で子供が減ってる分、何となく支援は厚くできるのかなと思ってたら、やっぱりそういうわけでもなく、昔ながらの大変なところというのはあるようですので、そういうところを漏らさずではないですけども、こういうもんだというのを思わずに、いつもちょっとずつ変わってきているということは、子供たちの間、保護者さんの間にもありますので、そういうところはやっぱりきっちり情報なり見て行ってやってほしいなと思います。

ちょっと早いですがけれども、これで終わります。

○議長（山路 有君） 以上で、松本議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 4番、江田加代議員の一般質問を許します。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。私は今回、2点について質問いたします。

まず最初は、村の貧困対策ということで、生活保護行政についてお尋ねします。まず、5月29日の参議院厚生労働委員会への提出資料によりますと、生活保護の基準以下の所得で暮らす世帯が、2016年は705万世帯、そのうち実際に生活保護を利用していた世帯は22.9%の161万世帯しかないことが、厚生労働省の推計でわかりました。また、ことし4月の生活保護利用の世帯類型別の推移、これも厚生労働省被保険者調査では、主に預貯金の取り崩しや公的年金、福祉手当などの社会保障給付で暮らす高齢者と障がい者の生活保護利用世帯が増加しており、国の社会保障抑制、削減で苦しい生活を送る世帯がふえていることが考えられます。格差と貧困が広がるもと、暮らしを守る最後のセーフティーネット、生活保護の周知徹底と、利用しやすくするための手続等の改善を求め、以下の点を質問いたします。

まず1点目は、政府の生活保護費削減計画では、ことし10月から日常生活に充てる生活扶助費は最大5%、平均1.8%の引き下げ、削減総額は年間210億円、国の国費分は160億円、低所得者世帯の生活水準が下がったから、それに合わせて生活保護基準を引き下げると、政府の見解とありますが、政府の見解に対する村長の所見を伺います。

2点目は、小田原市の保護なめんなジャンパー事件発覚以後、生活保護を紹介するホームページや生活保護のしおりを見直す自治体がふえています。本村はしおり等の点検をされましたので

しょうか。

3点目、生活保護利用者や医療団体から、生活保護利用者だけにジェネリック医薬品の原則使用を義務づけるのは差別との声があります。村長の所見を伺います。

4点目、生活保護基準は就学援助など多くの制度に連動しているが、貧困の拡大につながらないか、制度への影響とその対応策を伺います。

5点目、国は、子どもの貧困対策法の成立を受けて、調査や対策づくり等、自治体への支援を行っています。本村の取り組みはいかがでしょうか。

続きまして、中学校教員の勤務の実態を伺います。文部科学省は、2016年度の公立小・中学校教員の勤務実態調査の速報値を公表いたしました。調査の結果では、中学の勤務時間数は、厚生労働省が過労死の労災認定の目安としている月80時間超の残業に相当するとしています。箕蚊屋中学校を含めた米子市内の中学校の実態と、改善に向けた取り組み状況をお尋ねいたします。

以上、最初の質問については村長の、そして、中学校教員の勤務実態については教育長に伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 江田議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、低所得者世帯の生活水準が下がったら、それに合わせて生活保護基準を引き下げるという政府見解に対する村長の所見はということですが、生活保護制度は、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する社会保障制度であります。言うまでもありませんが、この最低限度の生活保障を具体化するものが生活保護基準でございまして、厚生労働大臣が定めておるものであります。

生活保護基準は、社会保障審議会生活保護基準部会において、基準額と一般低所得者世帯の消費水準との均衡が図られているかとの観点から、専門的かつ科学的見地によって、定期的に評価、検証がされているところであります。平成29年12月に同部会の報告書がまとめられました。この検証結果を踏まえて、生活保護基準の見直しが行われたところであります。実施に当たっては、世帯への影響を配慮するために、平成30年10月、31年10月、32年の10月に、いわゆる3年かけて段階的に実施することなどとされており。引き続き、セーフティーネットの役割を果たせるよう制度を適正に運営をしていくということでもあります。

次に、②番の小田原市の保護なめんなよジャンパー事件発覚以後、生活保護を紹介するホームページや生活保護のしおりの見直しをする自治体がふえているということで、本村はしおり等の

点検をされたのかということでもありますけれども、このジャンパー事件とは、平成19年に小田原市役所において、生活保護を打ち切られた男性が市の職員をカッターで切りつける事件が発生したものであります。これをきっかけに職員たちが自分のお金でジャケット等を作製して、ローマ字で生活保護なめんななどと書かれたジャンパーを職員が着用して生活保護業務を行ったということでもありますので、非常に不適切だということで、市長が謝罪をされております。その後、生活保護行政のあり方検討会が開催をされております。会の提案によって、市の生活保護に関するしおりやホームページの見直しが行われ、カラー印刷化、挿絵の挿入、ルビの挿入、用語や表現の修正等が行われ、わかりやすい標語に改善をされたというふうに伺っております。

本村のしおりやホームページ等の点検についてでありますけれども、ホームページに関しては、制度等の改正があればその都度修正を加えるという内容でありますし、本村の生活保護のしおり、パンフレットについては、県による生活保護法施行事務監査において毎年チェックを受けているということございまして、助言を受けながら表現等の修正を行っております。またパンフレットは、どなたにも手にとっていただけるよう窓口においてあります。生活保護の権利と義務については、相談時や生活保護受給開始の初回面談、年度初め等に毎回パンフレットやしおりを配付の上、口頭で説明を行っております。

3番目の生活保護利用者や医療団体から、生活保護利用者だけにジェネリック医薬品の原則使用を義務づけるのは差別との声があるが、村長の所見はということでもありますけれども、ジェネリック医薬品は先発医薬品と治療学的に同等であるとして、製造販売が承認をされているものであります。後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の普及については、患者の負担軽減及び医療保険財政の改善に資することから、国全体で取り組んでいるものであります。そういう中で、生活保護行政では、平成25年の生活保護法の改正において、ジェネリック医薬品の使用を促すことが規定をされております。平成30年の生活保護法改正では、ジェネリック医薬品の使用を原則とすることとされております。医師等がその専門的な見地から、ジェネリック医薬品の使用を可能と認めている場合に実施されるものであることなどを踏まえた上で実施をしていくということでもあります。規定はされたといえども、それが絶対条件ではないということでもあります。

次に、4番目の生活保護基準は就学援助など多くの制度に連動しているけれども、貧困の拡大につながらないか、他制度への影響とその対応策はということございまして、国の対応方針としては、国の制度について生活保護基準額が減額となる場合に、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的に考えていらっしゃるということでありまして、準要保護者に対する就学援助等の地方単独事業については、国の取り組みを説明の上、その趣旨を理解した上で各自

治体に判断をしていただくよう依頼をするというふうにされております。個人住民税の非課税限度額等については、平成30年度は影響なしということでありまして、31年度以降の税制改正においては、対応を検討するという内容であります。

次に、5番目の国は子どもの貧困対策法の成立を受け、調査や対策づくり等、自治体への支援を行っている。そこで本村の取り組みはということでありまして、子供の貧困対策法の正式名称は、子どもの貧困対策の推進に関する法律ということで、これは26年の1月17日の施行だそうでありまして、が施行されておまして、子供の将来がそのままその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るために、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とした法律であります。その中で、同法第9条第1項において、都道府県は子供の貧困対策についての計画を定めるよう努めることが規定されております。鳥取県では平成27年の3月に鳥取県子どもの貧困対策推進計画を策定されております。

本村の取り組みとして、教育の支援として、従来からの就学援助費の支給や奨学資金対応事業に加えて、昨年度からスクールソーシャルワーカーを配置をして、教育相談体制の整備を図っているところでありまして、また、今年度からは放課後の学習支援を実施をいたしております。生活の支援として、生活困窮者自立支援相談員を配置し、保護者に対する就労の支援も行っているところでありまして、また、ひとり親家庭に対する経済的支援や親の就労支援も実施をさせていただいております。支援体制の整備としては、生活困窮者自立支援制度関係機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携をして、ネットワークを構築して支援を行っているというようなことが、本村の取り組みの現状であります。

以上で、江田議員の一般質問に対する答弁とさせていただきますけれども、2点目の中学校教員の勤務実態を問うという質問については、教育長をもって答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 江田議員の一般質問にお答えいたします。

中学校教員の勤務に関する御質問でございました。中学校の教員の勤務時間数につきましては、全国的、全県的に憂慮すべき状況にあると認識しておるところでございます。議員御指摘の文科省の公表内容のもとになりました鳥取県内の調査の結果でございますが、平成28年の9月1日から9月30日までの1カ月間の勤務時間外の勤務の人数の状況等について、県教育委員会が昨年の29年3月に発表しております。中学校につきましては、時間外勤務が45時間までの教員が、

割合で申しますと30.8%、45時間から60時間までの教員は19.8%、そして60時間を超えて80時間までの教員は26%、80時間を超えて100時間までの教員は14.1%、100時間を超える教員は9.3%、いずれも中学校の教員の割合でございます。80時間以上、100時間以上を超えるのを足しますと23.4%、4分の1近い教員が80時間を超えて、身体的に影響のあることが予想される時間数であるということですので、大変、最初に申し上げましたように、憂慮すべき状態だなというふうに思います。

そこで、箕蚊屋中学校や米子市の中学校の実態と、改善に向けた取り組み状況ということについてのお尋ねでございましたが、米子市の中学校につきましては、日吉津村教育委員会は管轄外ということに当然なりまして、教職員の勤務実態を把握する立場ではございませんので、そのデータも得ることはできないというところでございます。組合立の箕蚊屋中学校につきましても、日吉津小学校出身の生徒の学校生活の状況でありますとか、学習の状況でありますとかいうようなことをお伺いすることはあっても、教職員の勤務実態を把握するということにつきましては、日吉津村教育委員会としては管轄外ということにならざるを得ません。ということですので、これも実態にまつわるデータというものは得ておりません。ということから、これらの実情についてお答えできる立場にないことを御理解いただきますようお願い申し上げます。

先ほど申し上げました時間外の勤務時間の状況からしまして、鳥取県の小・中、高等学校の教職員の働き方改革の取り組み、改善といいますか、取り組みといたしましては、まず勤務時間管理といたしまして、県全体で出勤、退勤の時間の管理徹底を今、行っているところでございます。小学校の教員も学校、職員室に入りますと、入ったところにパソコンが置いてありまして、そこで自分の暗証番号を入れてクリックすると勤務に入ったという時間が記録されるという形になっておりますし、退勤の場合も同じようにしておるといってございまして。そうやって勤務時間の管理をきちんとして、過重な負担、過重な勤務にならないようにしていこうとしているところでございます。

それから、鳥取県、各市町村の共同導入によりまして、統一した校務支援システム、出席簿でありますとか、成績賞与でありますとか、いろんな校内事務を統一して処理できるシステムでございまして。これを導入しまして教職員の事務負担軽減を図っているところでございます。それから、各学校におきましては、勤務時間の削減のために行事や会議の見直し、行事の統廃合、会議時間の短縮ができるように、例えばいろんな会議の資料は少なくとも1日前、できれば二、三日前に配付して、あらかじめ読んでというふうに、会議は当たり前のことですが、そういうことを徹底するようにしているとかいうようなことに取り組んでおります。

それから、ここ数年のことですが、長期休暇期間、夏休み等において一定期間の学校閉庁日を設定する、いわゆる盆休みの時間のときに、お盆のときに、学校は基本的に開いていますので、少なくとも日直や数名の職員は出ておったというところですが、この期間、学校閉庁日というふうにして、みんなが休めるような体制にしているということが、ここ数年の対応でございます。

それから、部活動に関しまして、特に中学校ですが、部活動の休養日を、子供たちの休養日を設けるなどして、部活動の運営が適切な運営になるように配慮したり、それから全ての中学校ではありませんが、今だんだんとこれから広がっていくんだと思いますが、部活動指導員を活用して、教員が引率せずに外部の部活動指導員が引率できる、それだけの人を雇って、そういう形で引率できるというふうな形にして、これも教員の負担を軽減するというふうな取り組みも行っております。そういうような取り組みを行いまして、勤務時間の適正化に向けて取り組んできているところでございますが、教員自身が、例えば月80時間、100時間の超過した勤務してるといっていますが、超過した時間が全て仕事に当たっているかということも、仕事を勤務している状況についても一人一人が考えて、その時間を無駄なことにならないようにするという意識や認識を持つこともとても大切だと思いますので、そういうことも今後啓発していかなければならないと考えているところでございます。

以上、取り組みの一部を御紹介しまして、御理解賜りますようお願いしまして、江田議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これより再質問を行います。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） そうしますと、まず教育委員会のほうに再質問をお願いします。

今、御答弁いただきました箕蚊屋中学校につきましては、組合立であっても教職員の実態を把握することができない、把握する立場ではないという御答弁いただきました。そうしますと、今、働き方改革ということは大きな社会問題になっております。そうしますと、例えば箕蚊屋中学校には日吉津村の子供たちが行きております。日吉津村の子供たちの担任の先生がいらっしゃるわけですけど、その学校運営については米子市の教育委員会の管轄であって、日吉津村は組合立であっても、そこに口を挟むことはできないということでしょうか。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 御質問にお答えいたします。

日吉津村教育委員会としては管轄外ということございまして、当然組合立というんですから、組合教育委員会がございまして。組合教育委員会に私もメンバーとして参加しております。そこで、

働き方改革や教員の実態についての内容が話題になれば、当然そこでお話しさせていただくということでございますし、そこに当然参加いたします。ただ、この箕蚊屋中学校での教員の実態について話題になったり、その内容についてどこまで公表できるかということに関しましては、これはやっぱり米子市とのかかわりが、半分以上は米子市の子供たちですし、米子市全体の中学校の状況の中でどうかっていうことに関しましては、どれだけ組合教育委員会の委員としての判断でどの程度お話しできるかっていうのは、個別に検討してちょっと慎重に考えなければならないとこだなというふうには思います。参加してるから、そのとおり誰にでもお話しできるよという、全てがということではないなというふうに思っておるということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） そうしますと、私、きょういろいろなことお聞きしたいなって思ってたんです。例えば、今の先生方の本当にきつい労働条件ですけども、それについては本当に教員の数をふやすことしかないなというふうに印象を受けております。いろいろと業務の内容を見直したとしても、やっぱり教員の数が今のままではなかなか改善望めないなというふうに思っておりましたので、そういったこともお聞きしたかったんです。例えば、これは箕蚊屋中学校の子供たちに聞いたんではないですけど、米子市の子供に聞いたんですけども、また米子市の保護者だったんですけども、例えば夏休みに入って、部活の顧問の先生が病気で病院に入院されましたと、そしたら、バスケット部だったんですけども、練習する場所も確保してなくて、うろたえて保護者が夏休みに入ってから体育館を借りて回ったけれど、なかなか確保できなかったということで、保護者が、本当に顧問の先生が病気になったときの代替教員というものは確保できんものだろうかということをお聞きしておられました。そういったことについて、例えば、じゃあそういった状況が、たまたま箕蚊屋中学校の話じゃないんですけども、米子市の教育委員会の管轄下にある箕蚊屋中学校でそういった実態がもしあったとすれば、それはどういうふうに、保護者がもう直接、訴えていくようなことなんでしょうか。それで、例えば代替教員が確保できないような実態はあるのかということをお聞きしたかったんです。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

最後に御質問がありました代替の教員を確保できないのかということですが、ここ数年その確保が難しくなっているということがございます。これは物理的に人がいないということです。小学校の場合もそうですけども、産休、育休の先生のかわり、短期間の病休のかわり、短期間であればあるほど人が得られにくいということが実際でございます。もうとにかく人手不足です。し

かしながら、人がいないから、今お話し部の活動の活動場所を確保するでありますとか、部活動の運営をしなくていいかという、そんなもんじゃないので、学校全体の責任として、それは誰かがかわって行くとかというような対応は必要だと思いますので、その学校の何らかの問題があったのかなと思って聞かせていただきました。いずれにしましても、子供たちにそんな影響が出ないように対応していく必要があるなどお聞きしたところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） それと、もう一つなんですけれども、いわゆる部活が中学校の先生方の多忙化の主な要因になっているということは、もうテレビでも新聞でも報道しております。本当に保護者の方が、やっぱり先生は、教師には授業に力を入れてほしいということを話しされました。例えば非常に授業が成り立たないくらい落ちつきのない学年で勉強している子供の訴えを聞いて、その担任の先生に保護者が会いに行きました。いろいろなことを話しして、ああ、これはもう担任の先生もそれなりに一生懸命取り組んでいただいているし、これ以上のことを望めないなという、これ以上先生に望んだら先生病気になってしまうわというくらいのことを感じて帰ったんだそうです。そういったことを聞いたときに、やっぱり先生が教室の勉強に取り組んでいただけるような、ゆとりのあるような環境で働いていただきたいという思いがすごく強くしました。すぐ箕蚊屋中学校はどうかなって思ってしまうんです。

それと、また子供たちも、部活のことが今クローズアップされてますけれども、そもそも本当に子供たちは部活がやりたいのかなというようにこのごろ思うんですけれども、生徒の本音を聞き出すこともまた大事じゃないかなって思います。といいますのは、子供の中で非常に文化系の部活が少ないと、吹奏楽なんかは熱心なんですけれども、もう少し文化系の部活が充実したらいいなというように子供たちが言うておりました。そういったことをやっぱり話を聞くと、どうしても箕蚊屋の中学校の子供はどうかなって思ってしまうんですけれども、そういったことについて、部活のあり方についての話し合いは新たな、何ていいますか、方向に向かって話し合いでもされてるんでしょうか。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 御質問にお答えいたします。

部活動を新しく設置するとか、部活動の組織についてどうしようとかいうことは、日常的に当然職員会議でありますとか、部活の運営の担当者もしかりですけども考えて、日常的な話題となっているものだと思います。特に、こんな部活動を新しく設置してほしいというふうな要望が出てくるときには、それは管理職を中心に一生懸命考えて協議して結論を出すんだらうというふ

うに思います。そのことと、先ほどおっしゃいました教員が部活動に一生懸命取り組んでいるということと、教員の人数ってなことで、それから部活動の数と教員の人数、そのバランスがうまくとれるかどうかということが一番の悩ましいところでありまして、また当然、新しい部活動を設置することに伴う経費負担が可能かどうかってなことや、いろんなことを考えて学校の管理職はとても悩むところだというふうに思います。そういう相談や協議がなされていないのかという御質問だったと思いますが、それは部活動は子供たちのとても大きな関心事ですので、教員としても学校としても、その状況に応じていつも考えていることだというふうに思います。お答えとなったかどうかはわかりませんが、以上でございます。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） いろいろと日吉津村の立場って複雑で難しいんだなということが、改めてわかりました。特にクーラーの問題とか、米子市の中学生に聞きますと、3年生の教室だけにクーラーがついてるんだそうです。1、2年生の子供たちは、みんな条件が同じだから我慢しなさいと言われて頑張っておるというようなことを子供たちが話してくれたんですけども、やっぱり本当に学校の教室での授業が、子供たちが、何ていうのかね、しっかりと学力が身につくような、そういった授業がやっていただけるように、まずしていただきたいなということです。

本当に組合立でやっていることで、少しもたまた、何とかもうちょっとすっきり、保護者の声とか、そういったものが届くようになったらいいなというふうに思いますので、こういったことが日吉津村の議会で話が出たよというようなことも、ぜひともお伝えいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 先ほど申しましたように、正式な公への会議は、先ほど申しあげましたように組合教育委員会で行われるということですが、これも先ほど申しあげました子供たちの学校生活の状況、学習状況に関しては、中学校の校長先生と私、直接に年間何回もお話をしまして、する機会もありますし、ちょっと心配なことが何かあると電話したりして、会いに行ったりとかいうようなこともしてございまして、実際には私と校長先生でいろんな意見交換やこんな声があるがというようなことは、いつでも話せます。それで必要に応じて対応はしていただけるというふうに思いますので、今さっき申しあげました公の正式なデータを公表するでありますとか、そういうことはちょっと難しい場面も起きてくるとは思いますが、日常的なそういう学校運営に関しての意見でありますとか、そういうことは十分にお話しできますので、それは余り御心配には及ばないかなというふうには思っております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） そうしますと、生活保護のことについて再質問させていただきます。1点目について、この低所得者世帯の生活水準に合わせた保護基準が設定されたということについての村長の見解をお伺いしました。これについては、今、5年前の見直しで厚生労働省の審議会であります生活保護基準部会では、低所得層と比較した上で、保護基準としては上げるべき層と下げるべき層があるということで、それは2004年からの老齢加算の段階的廃止があったので、あえて高齢者の基準は高くしなければいけないということで、低所得者との比較をした上で決定するという事だったそうです。ところが、そういうことを生活保護基準部会から諮問があっているにもかかわらず、そのときに次回の見直しからは低所得層の比較で保護基準を決めるのではなく、最低生活費のあるべき姿を国際的な研究もして、別の方法で定めるべきと、その生活保護基準部会からは指摘をされております。そういったことが指摘されているのに、このたびまた同じように、これは水準均衡方式というんだそうですけれども、低い所得に合わせるというようなやり方をして、それはおかしいのではないかというので、今裁判闘争になってるんだそうです。そのあたりのことで、本当にこういったことが生活保護基準部会からの指摘を全く無視した形で、このたびこういったやり方をしてるのですけれども、それについて、村長はいかが考えていらっしゃるのかなということお聞きしたかったんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 生活保護基準なりが、時代時代、年々といいますか、そのときの経済状況によって変わっていくということですので、その前段のことがあったということがあるようでもありますけれども、また裁判事例になっておるといことでありますので、そこは私が今なかなかお答えしにくいものがありますけれども、どこかにその基準を持っていかなければなりませんので、それが国民が、言うなれば理解のできる場所に落ちつかなければならないというふうに考えております。しっかりとした答弁にはなりませんけど、そのようなことで、制度そのものが揺らぐようなことであってはならないというふうに思います。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 制度そのものがそのようであってはいけないという御答弁いただきました。本当にそうだと思います。といいますのは、一番低い層に合わせるというのは、結局、保護基準以下の方でも生活保護を受けておられない方が、保護基準の対象になるけど生活保護を受けてる人がわずかに2割から3割と言われておりますので、あとの圧倒的なたくさんの方のその水準に合わせてしまうというようなことになりますので、そうすると結果的には今の生活保護

のほうが基準が高いということになって、また下げられてしまうという、そういった悪循環になると思いますので、やっぱりそれはここが言うておられますように、やっぱりもう少し研究していただきまして、基準を設定していただきたいなということを声を大にして上げていただきたいと思います。

それと、2点目につきましては、しおりのことです。これは福祉事務所長さんにお答えいただいたほうがいいのかなというような気持ちが今しておりますけど、じゃあ、小原局長さん、よろしく申し上げます、所長さんに。実はこの小田原市のジャンパー事件といいますのは、これを機会に、今、村長が詳しくお話しされたように、そのとおりです。それで、それをきっかけにして、数を把握してるわけじゃないですけども、しおりの見直しをされたところが多いです。私もこの小田原市のしおりをちょっとインターネットで見ましたら、こういったイラストつきで、これは日吉津村の分ですけども、非常にわかりやすい。本当に中も丁寧に、こういうものなんですけれども、中は本当わかりやすくなっております。それで、どうも小田原市を参考にして見直しされたところがあるようですけど、米子市あたりはやっておりません。近隣でもないとは思いますが、全国的にはあります。この小田原市の保護なめんなジャンパー問題を教訓にしてっていうことを、検討委員会でまとめていらっしゃいます。それを見ましたら、結局このしおりに見直すことによって、このしおりの中には、気がつかなかったけど、誤解を招く表現や違法な記載が結構あったというようなことが発見されたりとか、それから総点検をして見直すことで、保護行政の改善につながったとか、そういったことがあります。ぜひともこの小田原市のこれを参考にして、そういった形で、じゃあ我が村のしおりはここと比べてどうかなということを総点検していただく中で、保護行政のここをもう少し充実させたほうがいいなというようなことに、気づきがあるというようなことなんですけども、こういった取り組みはしていただけないでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 江田議員の御質問にお答えします。

先ほど小田原市のしおりも出していただきましたし、日吉津村のしおりも出していただきました。私も小田原市のしおりというか、パンフレットを見させてもらいました。非常に表紙もかわいらしいイラストで、いいなと思ってますし、それを受けたわけではないんですけど、本村もこのチューリップを表紙にして、カラーでなるべくソフトな感じのものを心がけているところがございます。

表現の見直しをされたということだったんですけども、小田原市のほうは受給者という表現ではなくて、利用者というような、やはり見方を変えるといいますか、そういうような見直しをさ

れたというように伺っております。日吉津村も、別に小田原市を受けたわけではないんですけれども、毎年見直しをしておりますして、より見やすくなるように、そして皆さんが気軽に手にとっただけのようなものということで改善をしておりますし、先ほども答弁しましたように、窓口にもこのように置いて見ていただけるようにしておりますので、今後もそういった取り組みを続けていきたいなというふうに思っているところです。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） それで、小田原市の保護なめんなジャンパー問題を教訓にしてというのをまとめたものをちょっと読ませていただきますけれども、本当にまず、このジャンパーの問題点というのが上げられてました、3点。まず保護利用者を蔑視する表現があったと、あたかも全てが不正受給者であるかのような表現を公にして業務に当たっているのであれば、利用者や市民に萎縮効果を生み、心を開いて相談しにくくなるというのが1点。2点目が、その利用者の人権、プライバシーへの配慮不足、問題のあるジャンパーを日常的に着用して訪問していたのであれば、生活保護世帯であることを公にしている、そういった心配があると。あと3点目が、このジャンパーが10年もの間、内部での見直しされずに受け継がれていたことが驚きであるということでした。この中で、本来なら後任の管理職なり、係長、職員が問題に気づき、軌道修正すべきであったが、それがなされなかったことは、業務に対する認識、意識の低さとともに、職場の風通しの悪さが物語っているのではないかなというようにことがまとめてありましたけれども、日吉津村は頑張っていたいておりますけれども、やっぱりこういった全国からの教訓を、ぜひ経験を学ぶということはいいのではないかなと思いました。

それで、この小田原市では、人権感覚を磨く研修とかいうのを企画されまして、行政と利用者の間でどういう裁判が進んでいるのか、何が争われて、どういう理由で利用者が勝ち、行政が負けたのか、こういうことを学んだりとか、それから就労指導によって保護を廃止したケースが裁判で争われると、ほとんど行政が敗訴していると。こういうことを学ぶだけでも意識が変わってくるというふうに、本当に小田原市さんは非常にここを重視されて、研修にも取り組んでいらっしゃると思いますので、いいことはまねをすればいいなって思うんですけど、ぜひこういった研修を、職員の皆さんの、深めていただくようなことをしていただいけませんでしょうか。されてると思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 江田議員の御質問にお答えします。

研修につきましては、当然必要だと思いますし、福祉事務所のみならず全庁的な取り組みとし

て、そういった人権問題についての取り組みを進めてまいりたいと思います。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） よろしく申し上げます。

3番目のジェネリック薬品のことについては、原則としてありますけど、医師が可能とした場合ということをお聞きして安心しました。そのようにお願いします。

それと、生活保護基準が多くの制度に連動しているという、その対策につきましては、ちょっと気になるところが、平成31年からの介護保険にはそこに連動していくのではないかというふうなふうに、村長の答弁にあったような気がしますけど、もう一度答弁よろしく申し上げます。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

30年度につきましては影響はないというふうに国も言っておりますけれども、個人住民税の非課税限度額等につきましては、平成31年度以降の税制改正において対応を検討するということが国のほうから言っております。ですので、ちょっと具体的にどうなるのかというのは見えてこない部分ではありますけれども、一応国のほうではそういった方向性を打ち出しているということで、今のところは御理解いただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） もう1点確認させてください。準要保護の基準については、各自治体で考えればいいということでしょうか。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 江田議員の御質問にお答えします。

準要保護のほうですので、教育委員会のほうの管轄ですので、私のほうからお答えさせていただきますと、生活保護基準を参照して一定の経費を、率を掛けたものを基準額としていますが、江田議員の御質問にもありました、何回か生活保護の法改正があって、その法改正があったことに影響される準要保護が該当から外れるようなことがないように、生活保護基準の参照するんだけど、条件を不利にしないようにということで、国から何度も文書が出ていますし、毎年どういった格好で準要保護基準を定めているのかという調査もあります。そういったことがないようにということで国からは来ています。ただ、制度としては村単独の制度ですが、そういったことを参照しながら影響がないようにということで行っています。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） わかりました。できるだけ本当に対象者が縮小されないようにし

ていただきたいと思います。そのことを述べまして終わらせていただきます。

○議長（山路 有君） 以上で、江田議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

明日9月7日午前9時から一般質問2日目を開会します。本議場に御参集ください。

きょうはどうも御苦労さまでした。

午後2時40分散会
